

香川の少年非行

令和 6 年中



も く じ

第1章 少年の非行等

第1 概要	1
第2 刑法犯少年	
1 年次別推移	3
(1) 少年・成人別推移	3
(2) 少年・成人別人口比の年次別推移	3
(3) 刑法犯少年の占める比率	4
2 全国・四国からみた検挙指数	4
3 罪種別状況	5
(1) 包括罪種別、年次別推移	5
(2) 包括罪種別、少年・成人別状況	5
(3) 包括罪種別、学職別状況	6
(4) 窃盗犯手口別、学職別状況	7
4 学職別状況	8
(1) 年次別推移	8
(2) 学職別状況	8
5 年齢別状況	8
(1) 年次別推移	8
(2) 包括罪種別状況	9
6 刑法犯少年検挙数の警察署別比率状況	9
7 再犯者等	10
(1) 再犯者の推移	10
(2) 再犯者の割合	10
(3) 共犯率	10
第3 触法少年（刑法）	
1 年次別推移	11
2 包括罪種別、学職別、年齢別状況	11
3 窃盗手口別、学職別、年齢別状況	12
第4 初発型非行（触法を含む）	
1 年次別推移	13
2 万引き少年の年次別推移	13
第5 女子非行（刑法犯少年（触法を含む））	
1 年次別推移	14
2 包括罪種別推移	14
3 学職別推移	15
第6 校内暴力事件	
1 年次別推移	15
2 学職別検挙・補導状況	15
第7 特別法犯少年（触法を含む）	
1 罪種別、年次別推移	16
2 罪種別、学職別状況	16

第8 不良行為少年

1 学職別、年次別推移	17
2 行為別、学職別状況	18
3 行為別、補導場所別状況	19
4 警察署管内別状況	19

第9 主な検挙事例	20
-----------	----

第2章 少年の保護

第1 少年の福祉を害する犯罪

1 罪種別、検挙人員・被害児童の推移	21
2 被害児童の学職別状況	21
3 SNSに起因する事犯の検挙・保護状況	22

第2 児童虐待

1 児童虐待の通告状況	23
2 児童虐待の検挙状況	23
(1) 年次別推移	23
(2) 罪種別検挙状況及び被害者と加害者との関係	23

第3 少年相談

1 少年相談受理状況	24
(1) 年次別、相談者別状況	24
(2) 相談内容別状況	24
2 少年相談専用電話受理状況	25
(1) 年次別推移	25
(2) 相談内容別状況	25
3 親子カウンセリング	26
(1) 受検者数年次別推移	26
(2) 受検者（対象少年）の問題行動別	26

第3章 少年非行防止対策等

第1 少年の健全育成、非行・犯罪被害防止活動	27
第2 少年サポートセンターを中心とした活動	28
第3 スクールサポーターによる非行防止教室	29
第4 かがわマナーアップリーダーズの活動	29

巻末 香川県の少年非行等の情勢

【この資料に使用した用語の説明】

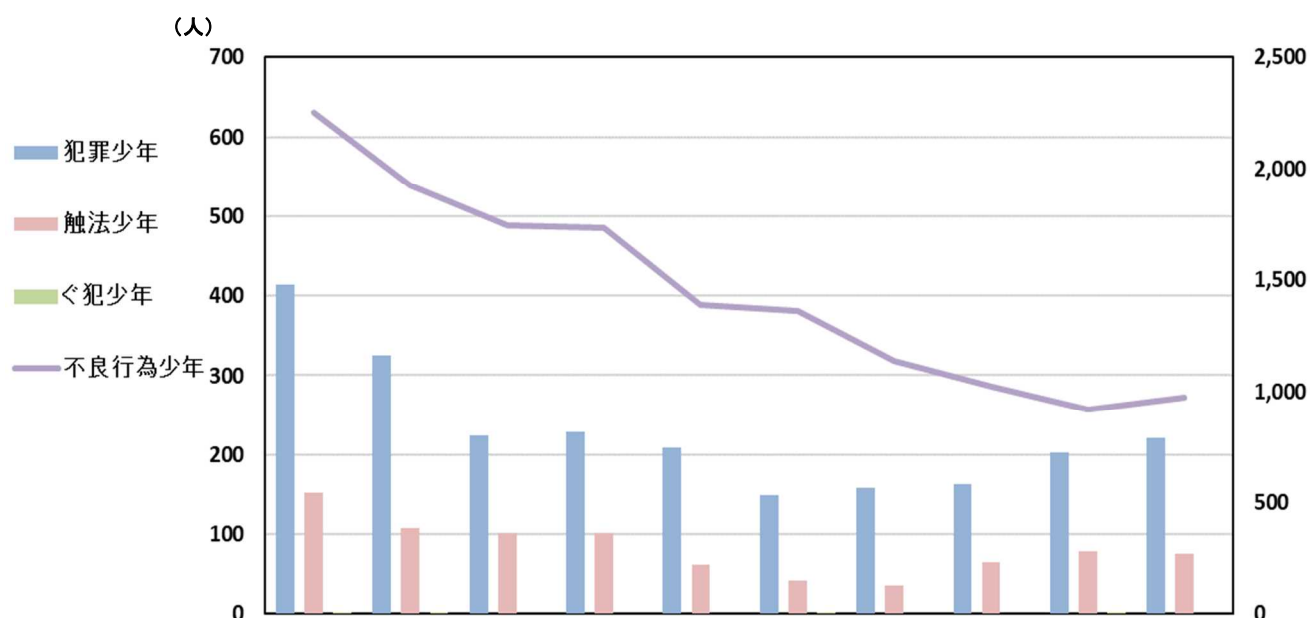
少 年	20歳未満の者をいう。（少年法第2条第1項）
非 行 少 年	犯罪少年 犯罪行為をした14歳以上の少年をいう。 （少年法第3条第1項第1号） 触法少年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。 （少年法第3条第1項第2号） ぐ犯少年 刑罰法令に該当しないが犯事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。 （少年法第3条第1項第3号）
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいう。
刑 法 犯 少 年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年（刑法）	刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
○ 凶 悪 犯	殺人、強盗、放火、不同意性交等
○ 粗 暴 犯	凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
○ 窃 盗 犯	窃盗
○ 知 能 犯	詐欺、横領、偽造など
○ 風 俗 犯	賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰
○ そ の 他	凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯以外の刑法犯
特別法犯少年	刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪を犯した犯罪少年をいう。
初 発 型 非 行	万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領
校 内 暴 力	警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。 「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。
福 祉 犯	児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。
児 童 虐 待	保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）及び心理的虐待を加えることをいう。
再 犯 者 率	刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合をいう。
共 犯 率	刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。なお、少年、20歳以上事件とも、少年と20歳以上との共犯事件は含まれていない。

（注） 令和4年の民法一部改正に伴い、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満飲酒禁止法」に、「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満喫煙禁止法」に変更。
令和5年の刑法一部改正に伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に変更。
令和5年に「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）」が施行。
図表中の比率（％）は、四捨五入した数であり、比率を合計したものが100％にならない場合がある。

第1章 少年の非行等

第1 概要

非行少年等の検挙・補導人員の推移



年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
非行少年	568	434	325	331	270	192	194	227	281	296
犯罪少年	414	325	224	229	208	149	158	162	202	221
刑法犯	378	245	185	188	163	121	102	120	173	183
特別法犯	36	80	39	41	45	28	56	42	29	38
触法少年	152	108	101	102	62	42	36	65	78	75
刑法犯	146	91	91	97	57	39	35	61	64	73
特別法犯	6	17	10	5	5	3	1	4	14	2
ぐ犯少年	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0
不良行為少年	2,253	1,922	1,743	1,735	1,389	1,361	1,136	1,019	917	974

◇ 非行少年の増加

非行少年は 296 人で、前年より 15 人(5.3%)増加しました。

◇ 犯罪少年は増加、触法少年は減少

犯罪少年は 221 人で、前年より 19 人(9.4%)増加し、触法少年は 75 人で、前年より 3 人(3.8%)減少しました。

◇ 刑法犯少年は知能犯、風俗犯が減少

刑法犯少年は 183 人で、うち凶悪犯 7 人(前年比 2 人増、40.0%増)、粗暴犯 55 人(前年比 6 人増、12.2%増)、窃盗犯 79 人(前年比 2 人増、2.6%増)、知能犯 8 人(前年比 1 人減、11.1%減)、風俗犯 7 人(前年比 2 人減、22.2%減)、その他の刑法犯 27 人(前年比 3 人増、12.5%増)

となっています。

◆ 刑法犯少年の罪種別は 43.2%が窃盗犯

罪種別では、窃盗犯が 79 人で最も多く、刑法犯少年全体の 43.2%を占めています。

◆ 刑法犯少年の学職別 37.2%が高校生

学職別では、高校生が 68 人で、刑法犯少年全体の 37.2%を占めています。

◇ 触法少年(刑法)は風俗犯等が増加

触法少年(刑法)は 73 人で、うち粗暴犯 12 人(前年比 7人減、36.8%減)、窃盗犯 39 人(前年比3人増、8.3%増)、風俗犯8人(前年比5人増、166.7%増)、その他の刑法犯 14 人(前年比 8人増、133.3%増)となっています。

罪種別では、窃盗犯が 39 人で最も多く、触法少年(刑法)全体の 53.4%を占め、窃盗犯の中でも万引きが 20 人で最も多く、窃盗犯全体の 51.3%を占めています。

学職別では、小学生が 41 人で触法少年(刑法)全体の 56.2%となり、中学生が 32 人(43.8%)となっています。

◇ 校内暴力事件は増加

校内暴力事件の検挙・補導件数は 20 件で、前年より3件増加しました。

◇ 特別法犯少年(触法を含む)は減少

特別法犯少年と触法少年(特別法)の検挙・補導人員総数は 40 人で、前年より3人(7.0%)減少しました。

罪種別では、薬物事犯(大麻取締法違反等)が 12 人(30.0%)で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が8人(20.0%)、軽犯罪法違反、青少年保護育成条例違反がそれぞれ7人(17.5%)、迷惑防止条例違反が3人(7.5%)、銃刀法違反が1人(2.5%)、その他2人(5.0%)となっています。

◇ 不良行為少年は増加

不良行為少年は 974 人で、前年より 57 人(6.2%)増加しました。

行為別では、深夜はいかいが 332 人で最も多く、不良行為少年全体の 34.1%を占め、次いで喫煙が 232 人(23.8%)となっています。

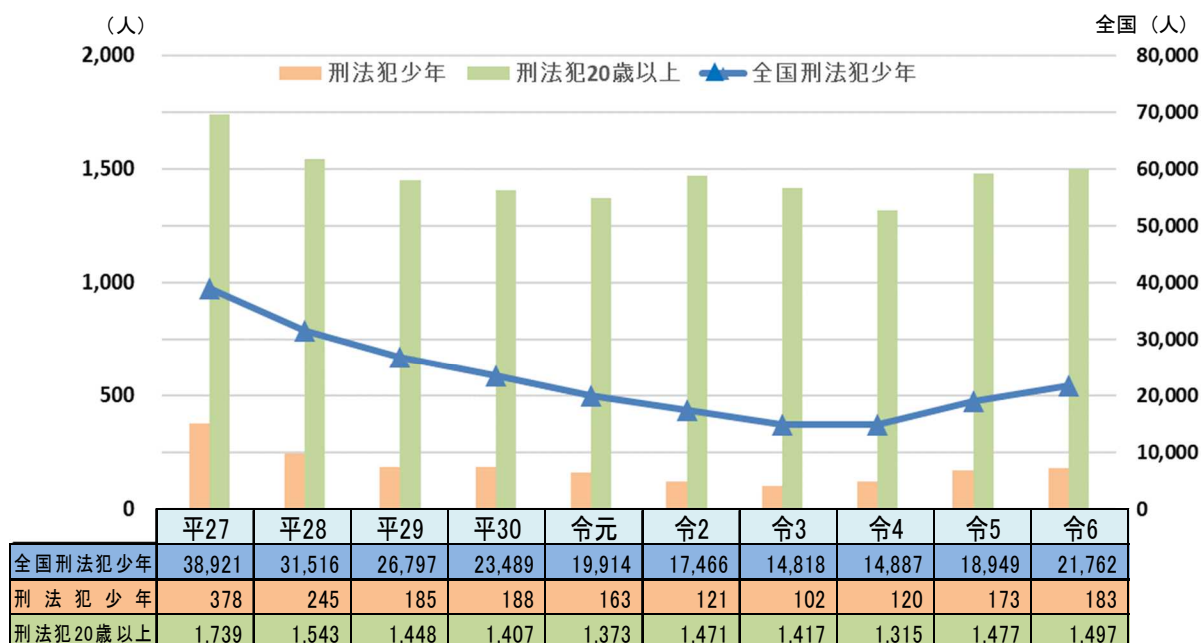
第2 刑法犯少年

1 年次別推移

(1) 少年・20歳以上別推移

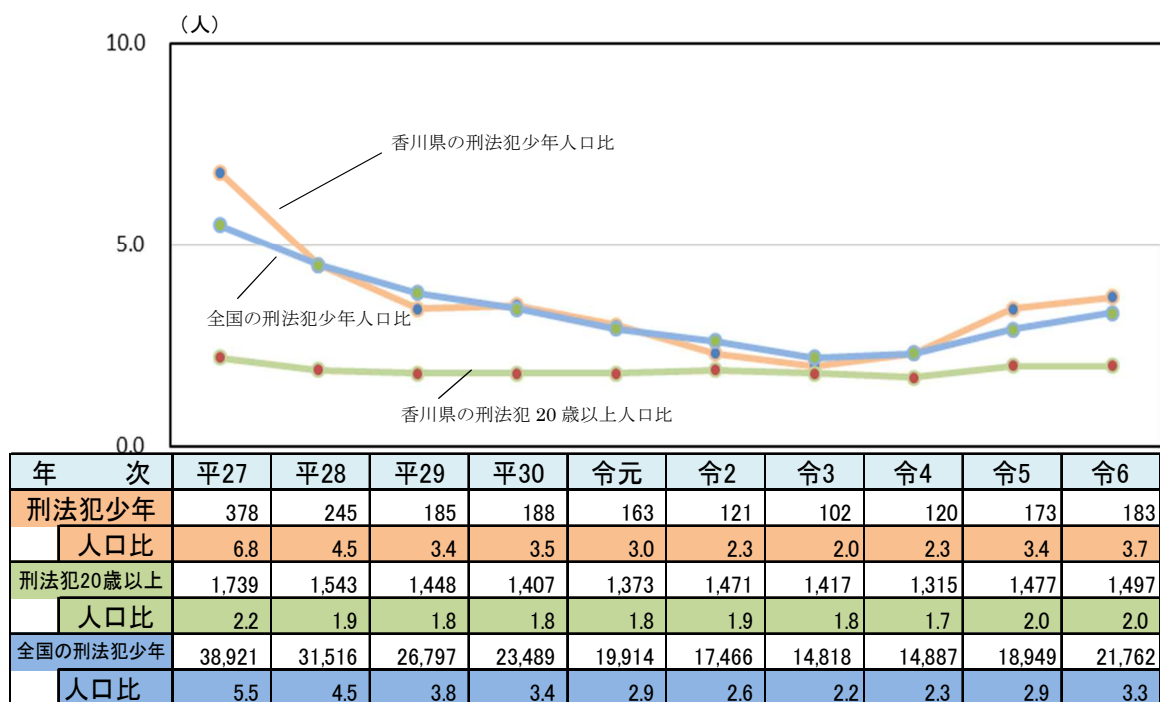
全国の刑法犯少年は、平成16年以降18年連続で減少していましたが、令和4年からは増加しています。

香川の刑法犯少年は、平成22年以降、平成30年にわずかに増加したのを除いて減少傾向が続いていましたが、全国同様令和4年からは増加しています。



(2) 少年・20歳以上別人口比の年次別推移

香川県の刑法犯少年の人口比も上記同様、平成30年にわずかに増加したものの、減少傾向が続いていましたが、令和4年からは増加しています。

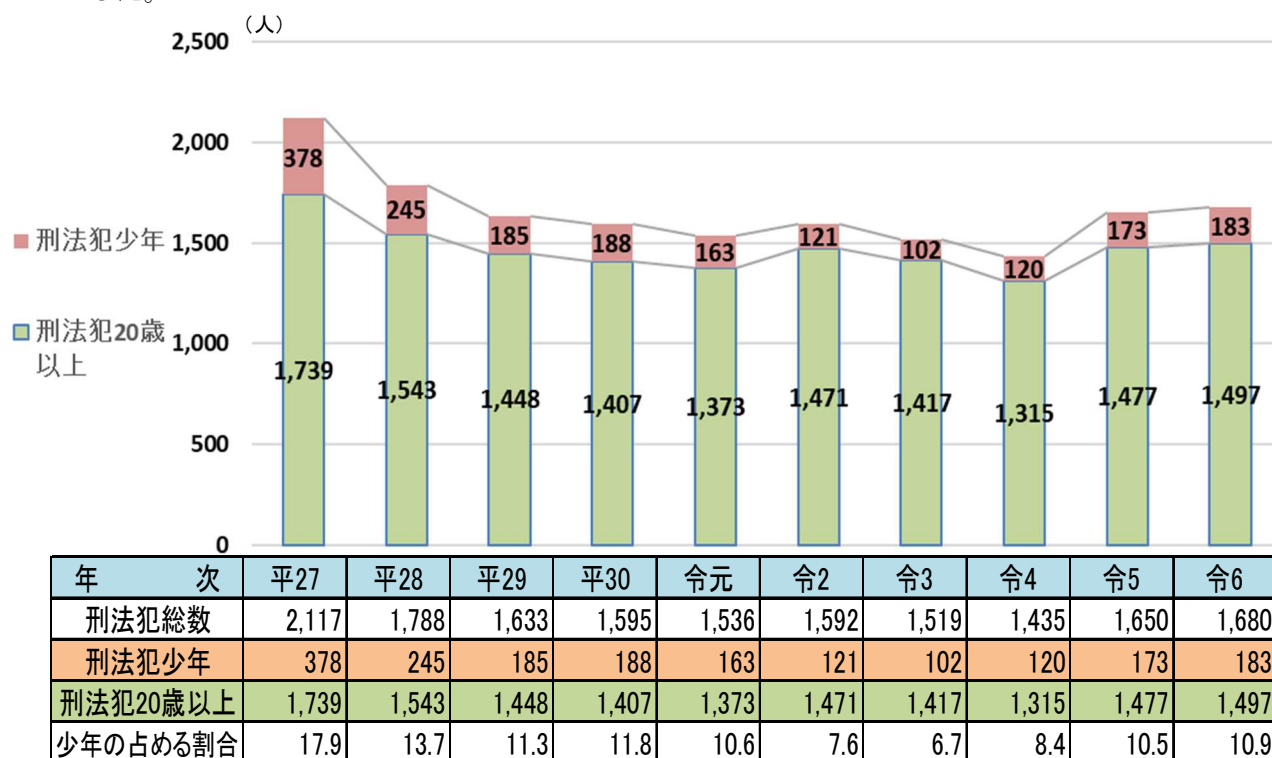


(注1) 人口比は、14歳～19歳の少年人口1,000人当たりの刑法犯の検挙人員をいう。

(注2) 人口は香川県人口移動調査、全国人口比は少年非行及び子供の性被害の状況（令和6年・警察庁）による。

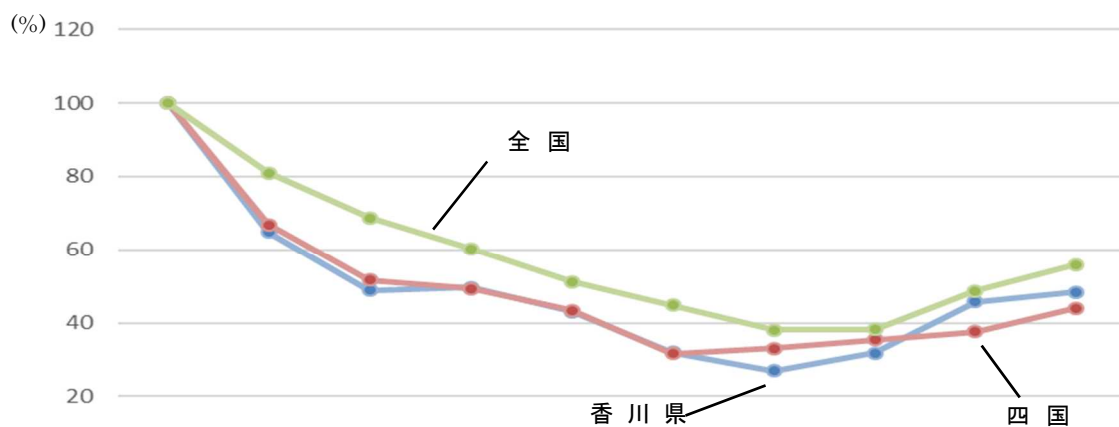
(3) 刑法犯少年の占める比率

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年の割合は 10.9%で、前年より 0.4 ポイント増加しました。



2 全国・四国からみた検挙指数

検挙指数は全国に及ばないものの、四国内では上位であり、令和3年からは増加しています。



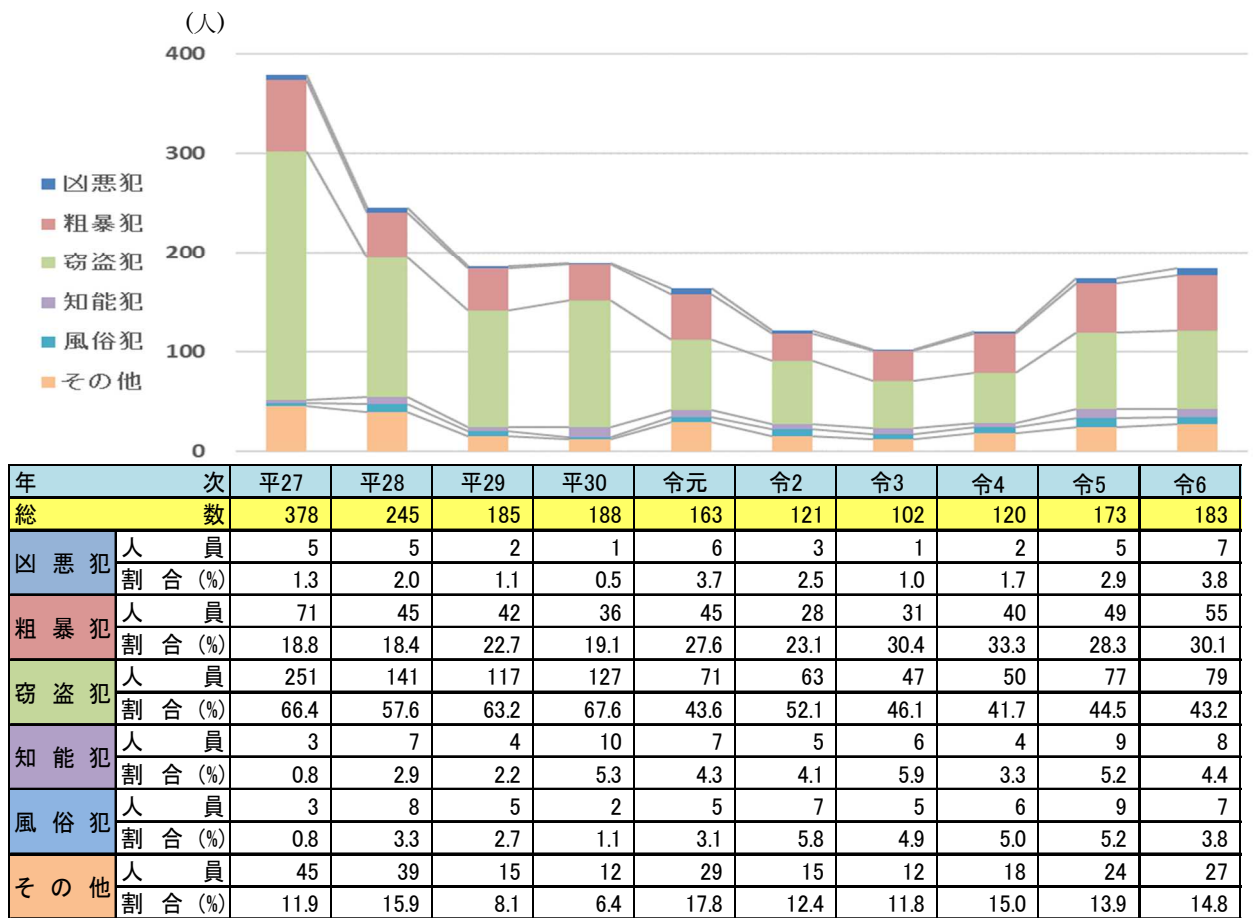
年次		平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
香川県	人員	378	245	185	188	163	121	102	120	173	183
	指数	100	65	49	50	43	32	27	32	46	48
四国	人員	1,253	839	648	619	544	396	413	444	471	557
	指数	100	67	52	49	43	32	33	35	38	44
全国	人員	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762
	指数	100	81	69	60	51	45	38	38	49	56

(注) 検挙指数は平成27年を100とする。

3 罪種別状況

(1) 包括罪種別、年次別推移

窃盗犯が79人で最も多く、全体の43.2%を占めています。

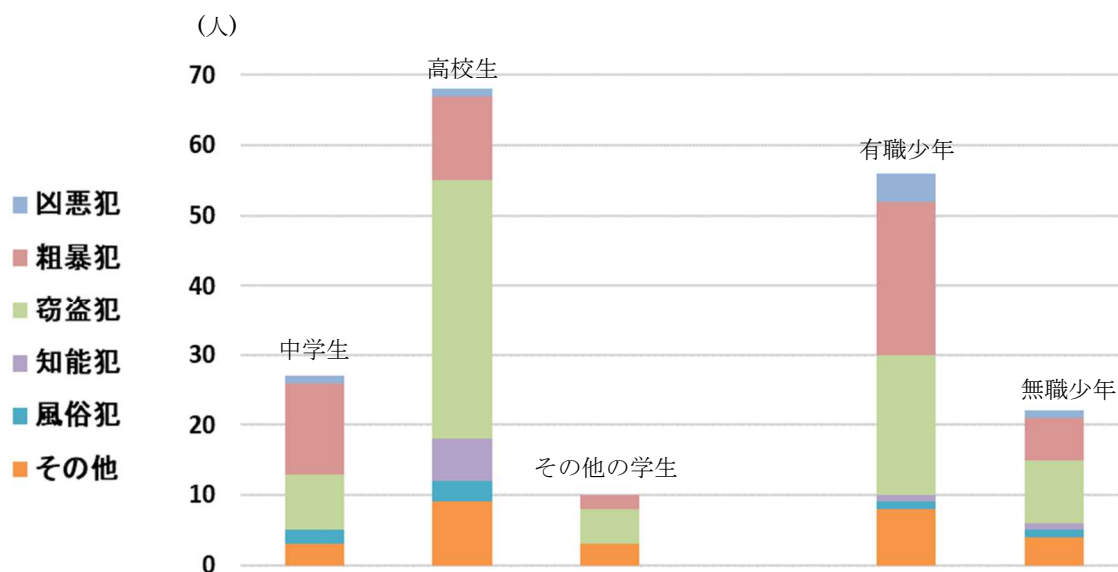


(2) 包括罪種別、少年・20歳以上別状況

区 分	刑法犯少年			刑法犯20歳以上			少年の占める割合(%)		
	令6	令5	増減数	令6	令5	増減数	令6	令5	増 減
総 数	183	173	10	1,497	1,477	20	10.9	10.5	0.4
凶 悪 犯	7	5	2	46	27	19	13.2	15.6	-2.4
殺 人	2		2	12	4	8	14.3	0.0	14.3
強 盗	2	3	-1	4	4	0	33.3	42.9	-9.6
放 火	1		1	5	5	0	16.7	0.0	16.7
不同意性交等	2	2	0	25	14	11	7.4	12.5	-5.1
粗 暴 犯	55	49	6	325	376	-51	14.5	11.5	3.0
凶器準備集合			0			0	-	-	-
暴 行	10	10	0	130	158	-28	7.1	6.0	1.1
傷 害	32	31	1	157	166	-9	16.9	15.7	1.2
脅 迫		1	-1	30	36	-6	0.0	2.7	-2.7
恐 喝	13	7	6	8	16	-8	61.9	30.4	31.5
窃 盗 犯	79	77	2	743	729	14	9.6	9.6	0.0
知 能 犯	8	9	-1	85	114	-29	8.6	7.3	1.3
詐 欺	7	9	-2	66	95	-29	9.6	8.7	0.9
横 領			0	12	7	5	0.0	0.0	0.0
偽 造	1		1	7	12	-5	12.5	0.0	12.5
汚 職			0			0	-	-	-
背 任			0			0	-	-	-
風 俗 犯	7	9	-2	90	34	56	7.2	20.9	-13.7
賭 博			0	4		4	0.0	-	-
わいせつ	4	7	-3	47	24	23	7.8	22.6	-14.8
性的姿態撮影等処罰	3	2	1	39	10	29	7.1	16.7	-9.6
そ の 他	27	24	3	208	197	11	11.5	10.9	0.6
(うち)占有離脱物横領	6	10	-4	97	89	8	5.8	10.1	-4.3

(3) 包括罪種別、学職別状況

高校生が68人で最も多く、全体の37.2%を占めています。



区 分	総 数		学 生 ・ 生 徒								有職少年		無職少年	
			中学生		高校生		その他の学生		小 計					
総 数	183	(31)	27	(5)	68	(15)	10	(2)	105	(22)	56	(4)	22	(5)
凶 悪 犯	7	(1)	1	(0)	1	(1)	0	(0)	2	(1)	4	(0)	1	(0)
	2	(0)							0	(0)	2			
	2	(0)	1						1	(0)			1	
	1	(1)			1	(1)			1	(1)				
	2	(0)							0	(0)	2			
粗 暴 犯	55	(6)	13	(2)	12	(2)	2	(0)	27	(4)	22	(0)	6	(2)
	0	(0)							0	(0)				
	10	(0)	3		5		1		9	(0)			1	
	32	(2)	8		6	(1)	1		15	(1)	15		2	(1)
	0	(0)							0	(0)				
	13	(4)	2	(2)	1	(1)			3	(3)	7		3	(1)
窃 盗 犯	79	(21)	8	(3)	37	(11)	5	(1)	50	(15)	20	(4)	9	(2)
知 能 犯	8	(0)	0	(0)	6	(0)	0	(0)	6	(0)	1	(0)	1	(0)
	7	(0)			5				5	(0)	1		1	
	0	(0)							0	(0)				
	1	(0)			1				1	(0)				
風 俗 犯	7	(0)	2	(0)	3	(0)	0	(0)	5	(0)	1	(0)	1	(0)
	0	(0)							0	(0)				
	4	(0)	2		2				4	(0)				
	3	(0)			1				1	(0)	1		1	
そ の 他	27	(3)	3		9	(1)	3	(1)	15	(2)	8		4	(1)
	6	(1)			1		2	(1)	3	(1)	2		1	

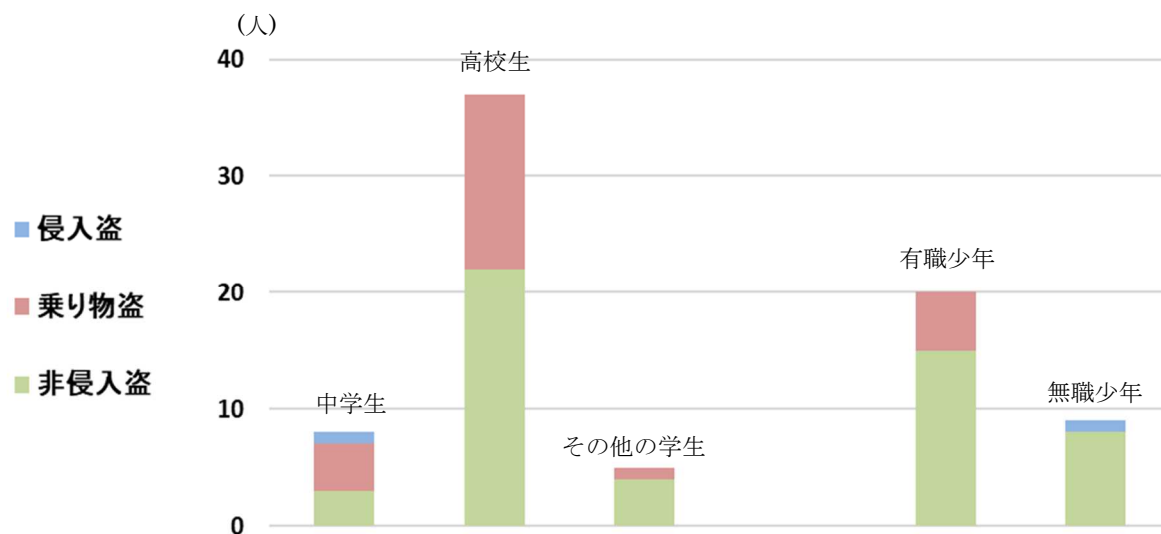
(注) 女子は内数として () 内に計上

(4) 窃盗犯手口別、学職別状況

窃盗犯は79人で、前年より2人(2.6%)増加しました。

手口別では、万引き34人で最も多く、全体の43.0%を占めています。

学職別では、高校生が37人で最も多く、全体の46.8%を占めています。

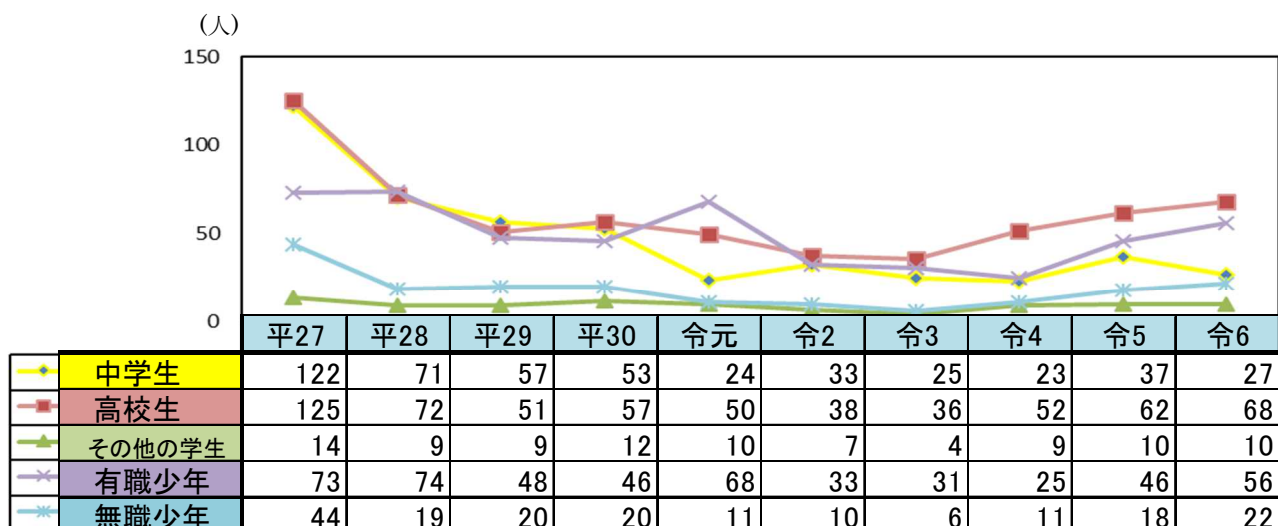


区 分	総 数		学 生 ・ 生 徒								有職少年		無職少年		
			中学生		高校生		その他の学生		小 計						
総 数	79	(21)	8	(3)	37	(11)	5	(1)	50	(15)	20	(4)	9	(2)	
侵 入 盗	2	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
	空 き 巣	1	(0)						0	(0)			1		
	忍 込 み	0	(0)						0	(0)					
	居 空 き	0	(0)						0	(0)					
	出 店 荒 し	0	(0)						0	(0)					
	倉 庫 荒 し	0	(0)						0	(0)					
	そ の 他	1	(0)	1					1	(0)					
乗 り 物 盗	25	(5)	4	(1)	15	(4)	1	(0)	20	(5)	5	(0)	0	(0)	
	自 動 車 盗	0	(0)						0	(0)					
	オ ー ト バ ー 盗	7	(1)	2		4	(1)		6	(1)	1				
	自 転 車 盗	18	(4)	2	(1)	11	(3)	1		14	(4)	4			
非 侵 入 盗	52	(16)	3	(2)	22	(7)	4	(1)	29	(10)	15	(4)	8	(2)	
	ひ っ た く り	2	(0)						0	(0)	1		1		
	置 引 き	0	(0)						0	(0)					
	仮 睡 者 ね ら い	0	(0)						0	(0)					
	車 上 ね ら い	2	(0)						0	(0)	1		1		
	訪 問 盗	0	(0)						0	(0)					
	色 情 ね ら い	1	(0)			1			1	(0)					
	万 引 き	34	(14)	3	(2)	18	(7)	4	(1)	25	(10)	3	(2)	6	(2)
	職 場 ね ら い	6	(2)						0	(0)	6	(2)			
	工 事 場 ね ら い	0	(0)						0	(0)					
	そ の 他	7	(0)			3			3	(0)	4				

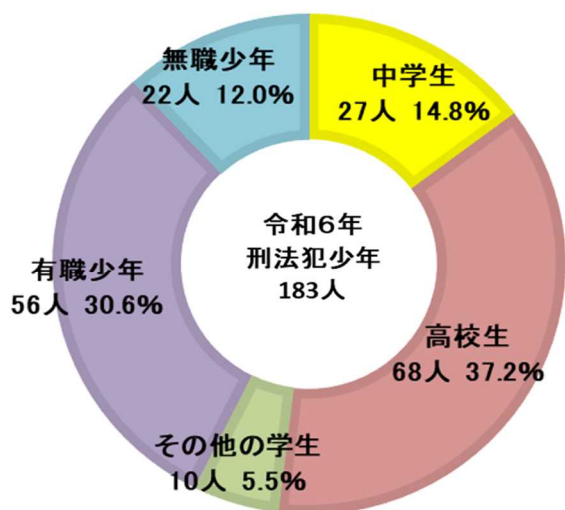
(注) 女子は内数として () 内に計上

4 学職別状況

(1) 年次別推移

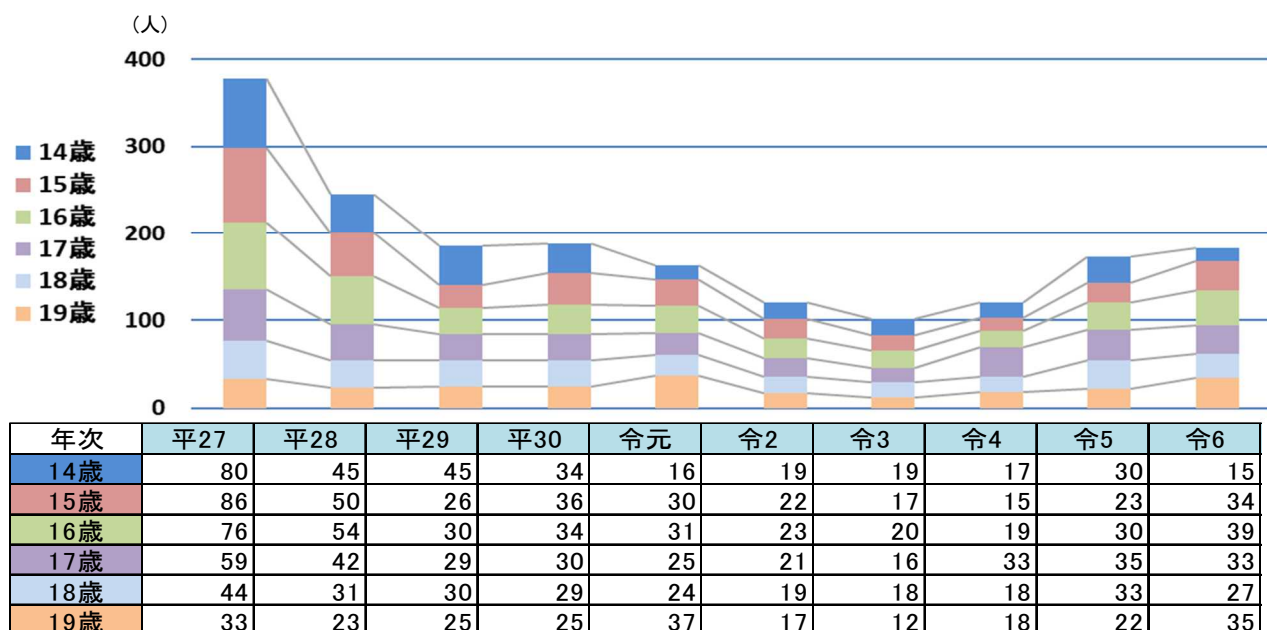


(2) 学職別状況



5 年齢別状況

(1) 年次別推移



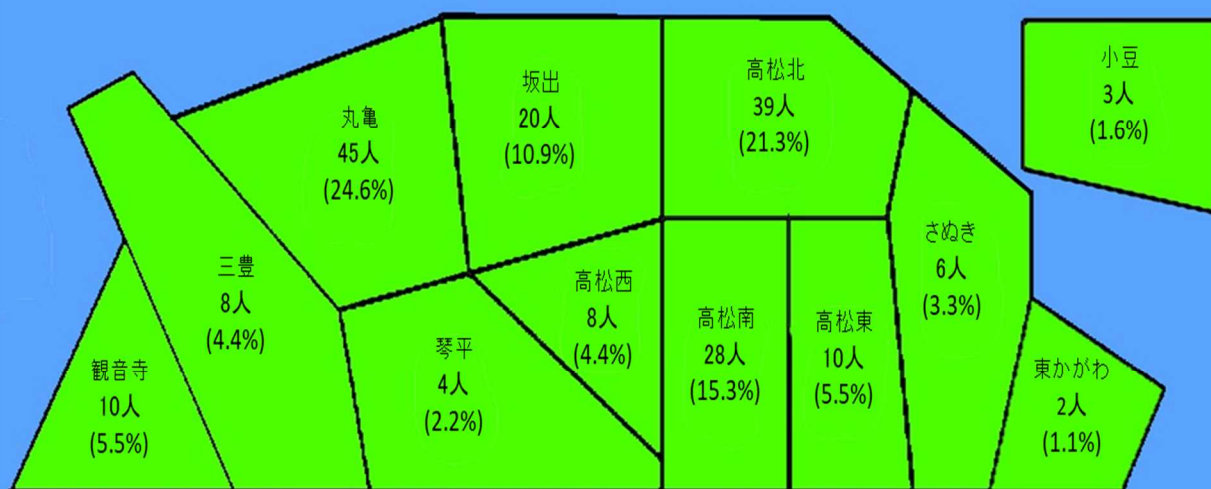
(2) 包括罪種別状況

区 分	総 数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総 数	183 (31)	15 (4)	34 (7)	39 (7)	33 (5)	27 (4)	35 (4)
凶 悪 犯	7 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	1 (0)
殺 人	2 (0)					2	
強 盗	2 (0)	1				1	
放 火	1 (1)			1 (1)			
不同意性交等	2 (0)					1	1
粗 暴 犯	55 (6)	5 (1)	15 (3)	6 (0)	8 (2)	7 (0)	14 (0)
凶器準備集合	0 (0)						
暴 行	10 (0)	1	5	1	1	2	
傷 害	32 (2)	3	8 (1)	5	2 (1)	4	10
脅 迫	0 (0)						
恐 喝	13 (4)	1 (1)	2 (2)		5 (1)	1	4
窃 盗 犯	79 (21)	5 (3)	14 (3)	22 (5)	18 (3)	10 (4)	10 (3)
知 能 犯	8 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)
詐 欺	7 (0)			3		2	2
横 領	0 (0)						
偽 造	1 (0)				1		
風 俗 犯	7 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
賭 博	0 (0)						
わいせつ	4 (0)	1	2	1			
性的姿態撮影等処罰	3 (0)				1	1	1
そ の 他	27 (3)	3	3 (1)	6 (1)	5	3	7 (1)
うち)占有離脱物横領	6 (1)			1	1		4 (1)

(注) 女子は内数として () 内に計上

6 刑法犯少年検挙数の警察署別比率状況

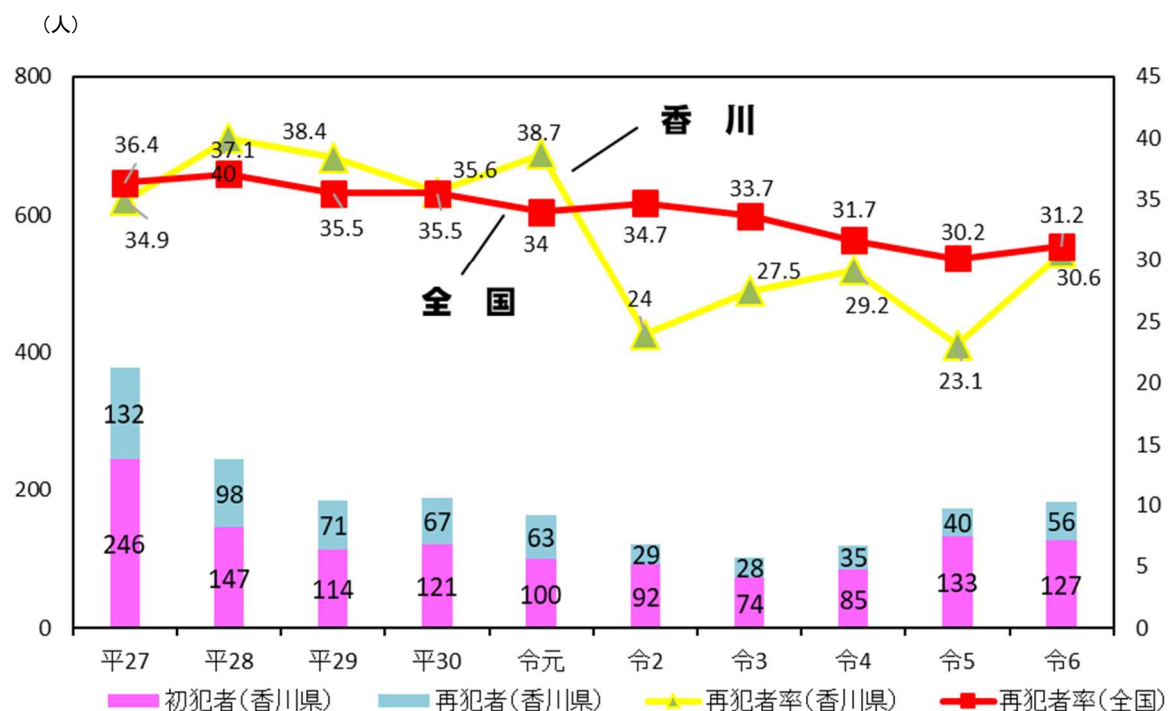
丸亀警察署が45人(24.6%)で最も多く、次いで高松北警察署が39人(21.3%)となっています。



刑法犯少年総数 183 人

7 再犯者等

(1) 再犯者の推移



(2) 再犯者の割合

年次		平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
香川県	刑法犯少年	378	245	185	188	163	121	102	120	173	183
	初犯者	246	147	114	121	100	92	74	85	133	127
	再犯者	132	98	71	67	63	29	28	35	40	56
香川県	再犯者率	34.9	40	38.4	35.6	38.7	24	27.5	29.2	23.1	30.6
全国	再犯者率	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7	30.2	31.2

(3) 共犯率

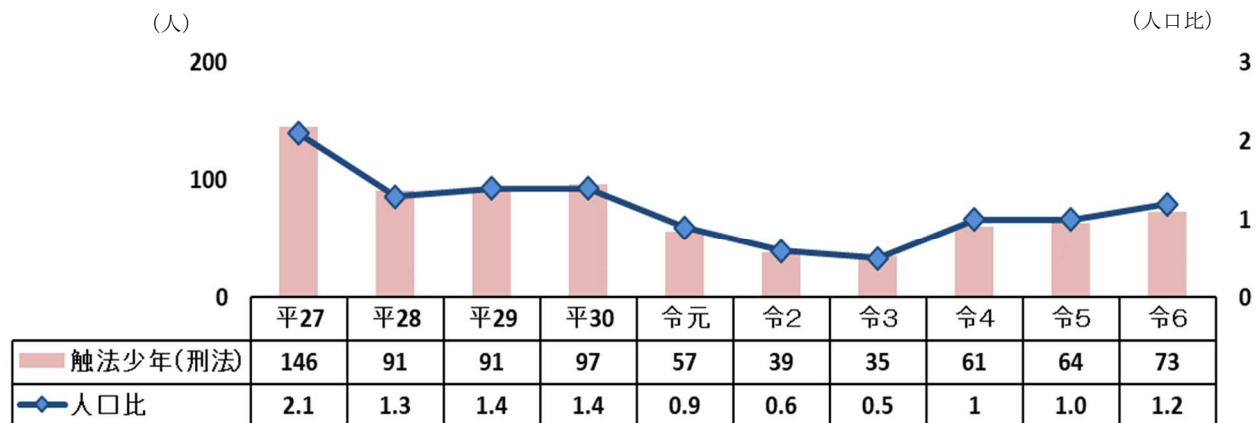
年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
刑法犯少年	27.9	19.4	19.2	27.4	31.2	15.6	27.9	17.9	22.2	24.9
	凶悪犯	40.0	0.0	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	25.0
	粗暴犯	18.2	21.6	17.6	14.8	17.6	11.1	16.0	31.0	26.3
	窃盗犯	31.4	23.2	22.7	34.3	38.7	20.2	40.7	10.1	24.0
	知能犯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.5	43.5
	風俗犯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	18.6	10.4	3.4	7.1	17.1	6.5	12.0	22.9	3.4
刑法犯20歳以上	8.1	6.9	6.3	9.0	11.7	7.9	6.1	7.2	10.3	7.0

(注) 共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。なお、少年、20歳以上事件とも、少年と20歳以上との共犯事件は含まれていない。

第3 触法少年（刑法）

1 年次別推移

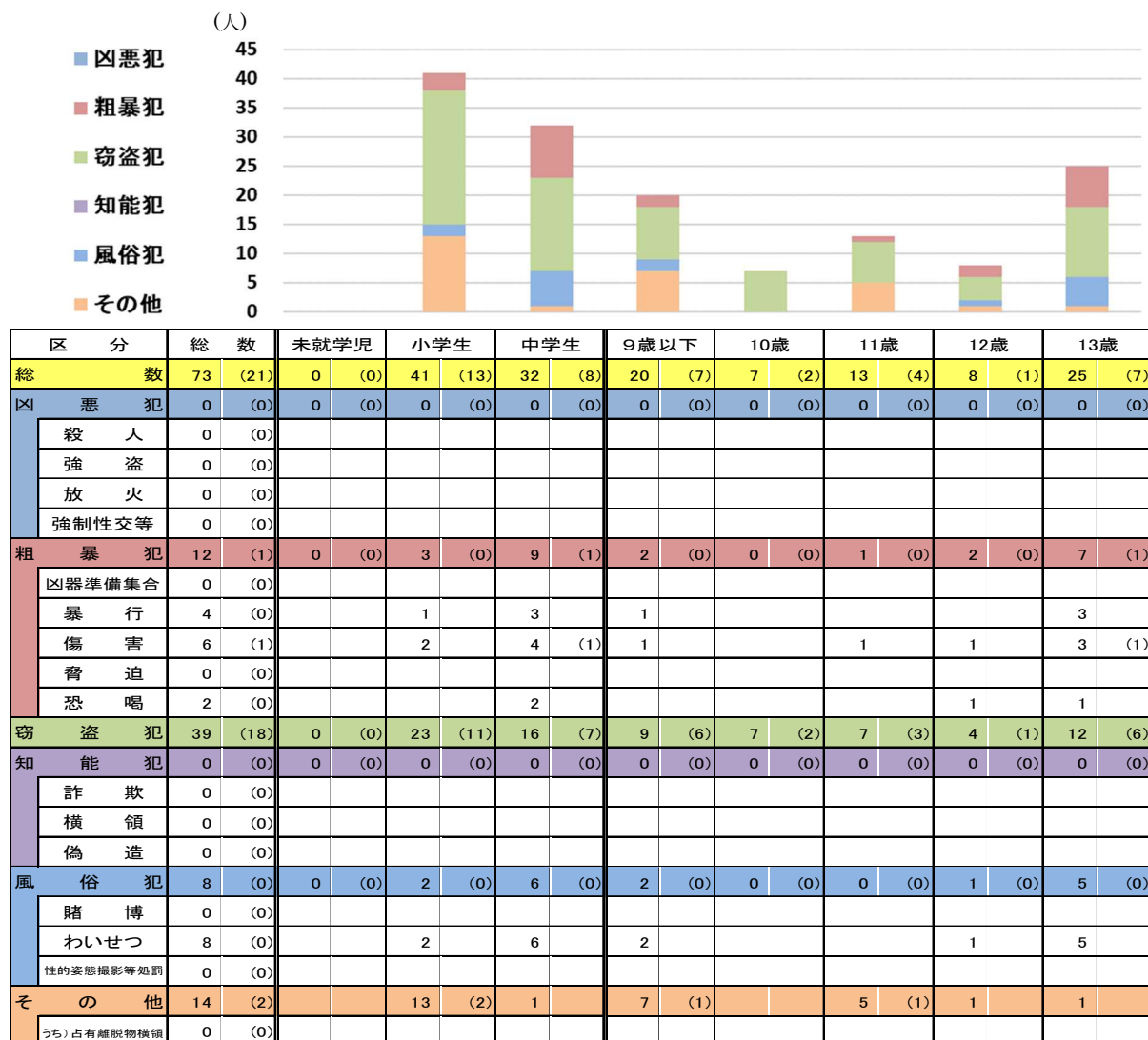
触法少年（刑法）は73人で、前年と比較して9人増加しました。



(注) 人口比は、6歳～13歳(香川県人口移動調査)の少年人口1,000人当たりの補導人員をいう。

2 包括罪種別、学職別、年齢別状況

罪種別では、窃盗犯が最も多く、刑法犯全体の53.4%を占めています。

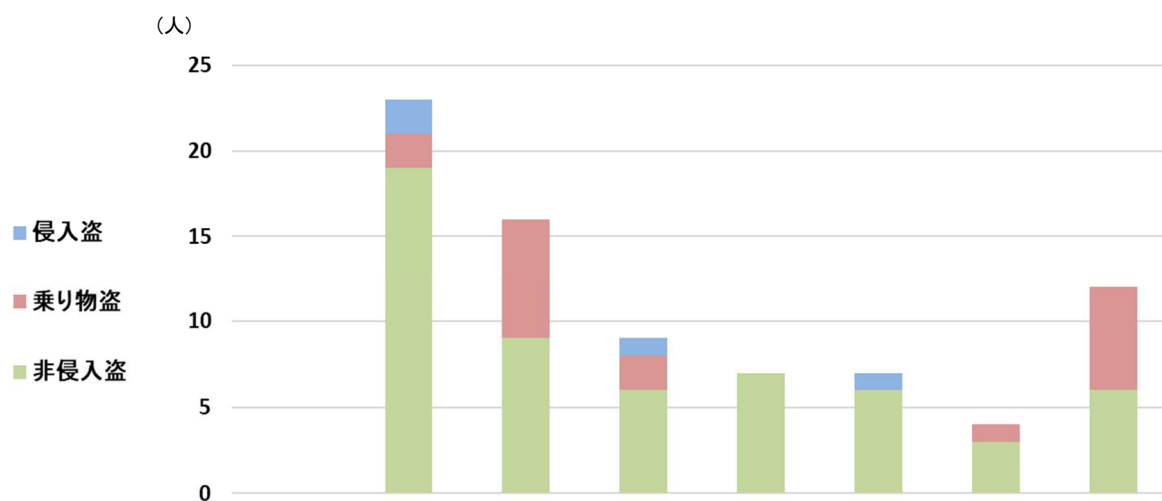


(注) 女子は内数として () 内に計上

3 窃盗手口別、学職別、年齢別状況

手口別では、万引きが20人で最も多く、全体の51.3%を占めています。

年齢別では、13歳が12人で最も多く、全体の30.8%を占めています。



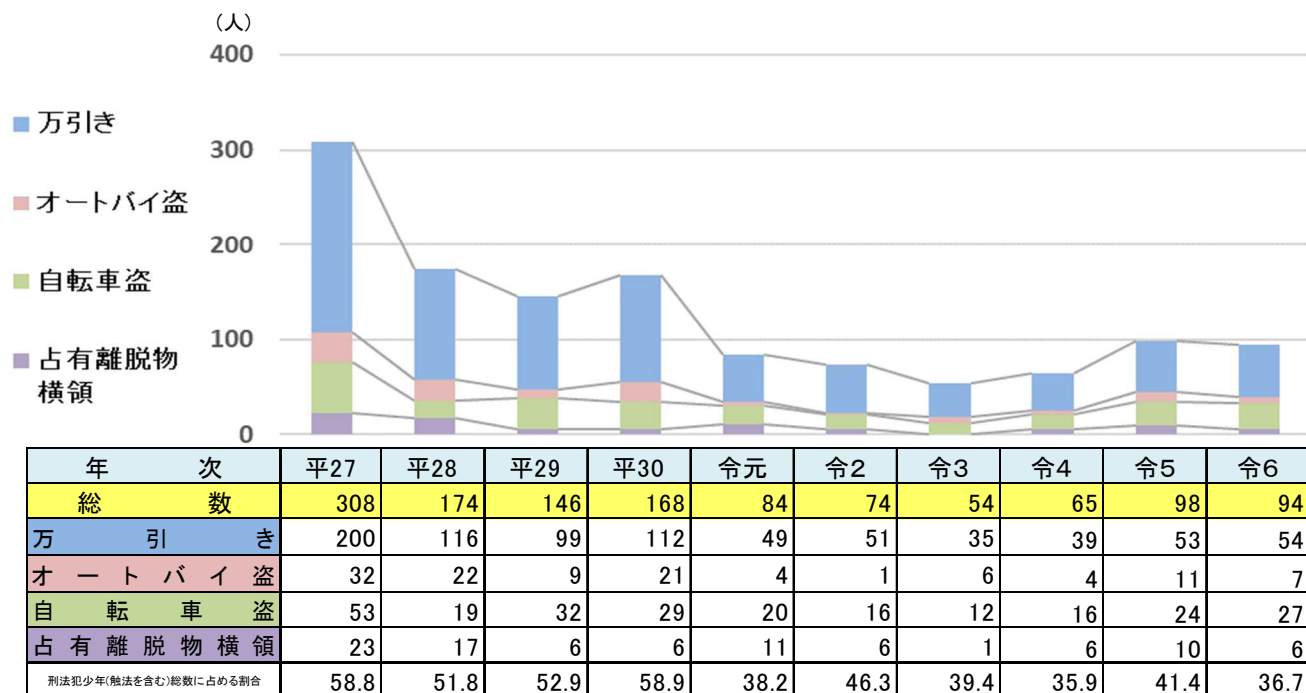
区 分	総 数	未就学児	小学生	中学生	9歳以下	10歳	11歳	12歳	13歳
総 数	39 (18)	0 (0)	23 (11)	16 (7)	9 (6)	7 (2)	7 (3)	4 (1)	12 (6)
侵 入 盗	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
空 き 巣	0 (0)								
更 衣 室 荒 し	0 (0)								
出 店 荒 し	0 (0)								
倉 庫 荒 ら し	0 (0)								
そ の 他	2 (0)		2		1		1		
乗 り 物 盗	9 (4)	0 (0)	2 (2)	7 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (2)
自 動 車 盗	0 (0)								
オ ー ト バ イ 盗	0 (0)								
自 転 車 盗	9 (4)		2 (2)	7 (2)	2 (2)			1	6 (2)
非 侵 入 盗	28 (14)	0 (0)	19 (9)	9 (5)	6 (4)	7 (2)	6 (3)	3 (1)	6 (4)
脱 衣 場 ね ら い	0 (0)								
色 情 ね ら い	0 (0)								
万 引 き	20 (12)		14 (8)	6 (4)	5 (4)	4 (1)	5 (3)	2 (1)	4 (3)
同 居 ね ら い	0 (0)								
そ の 他	8 (2)		5 (1)	3 (1)	1	3 (1)	1	1	2 (1)

(注) 女子は内数として () 内に計上

第4 初発型非行(触法を含む)

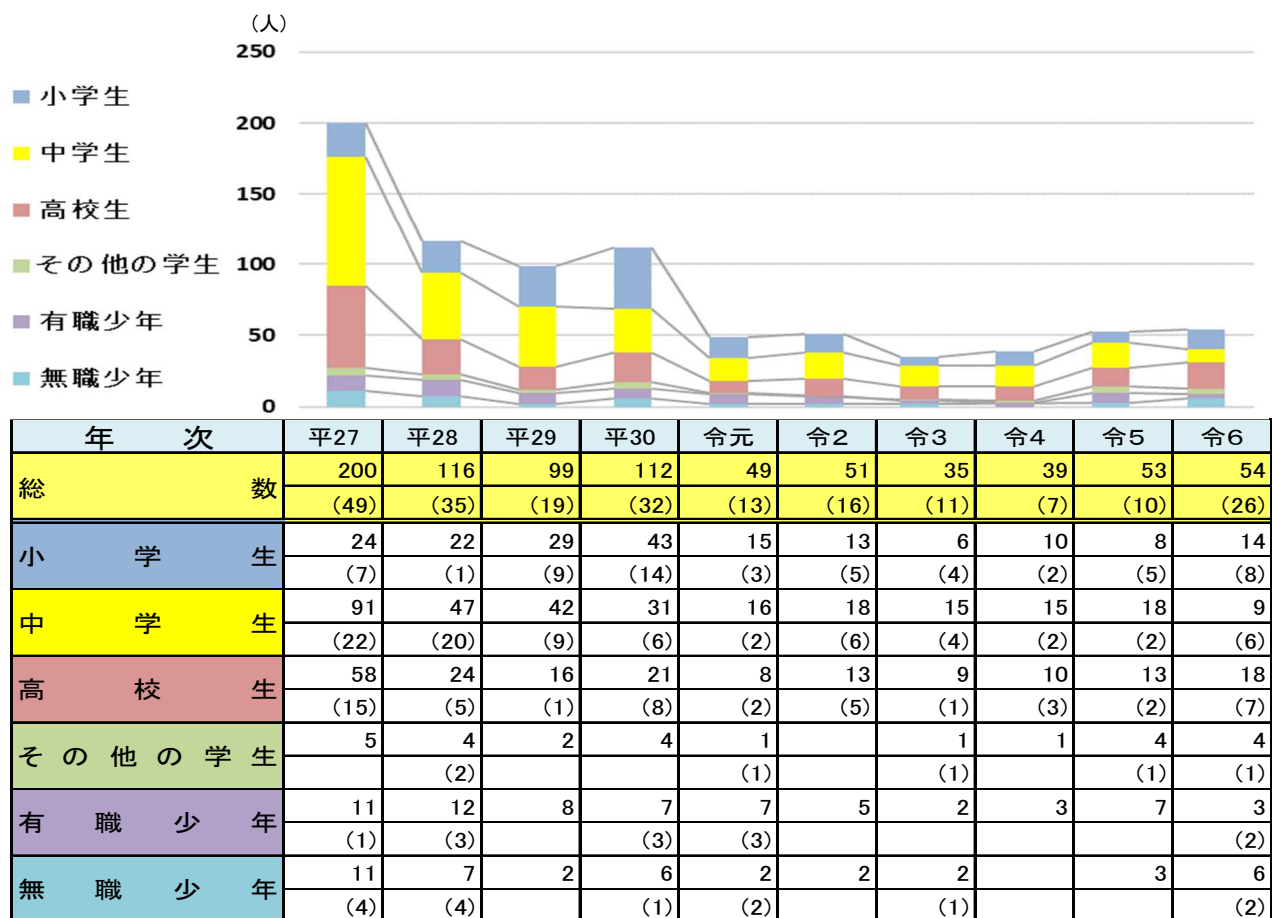
1 年次別推移

初発型非行は94人で、前年より4人(4.1%)減少しました。



2 万引き少年の年次別推移

万引きは54人で、前年より1人(1.9%)増加しました。

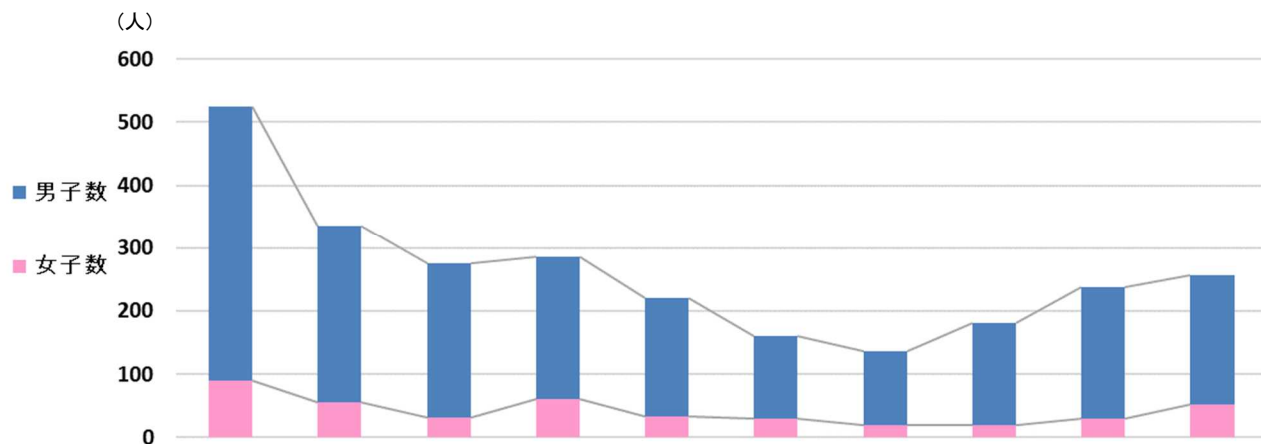


(注) 女子は内数として()内に計上

第5 女子非行(刑法犯少年(触法を含む))

1 年次別推移

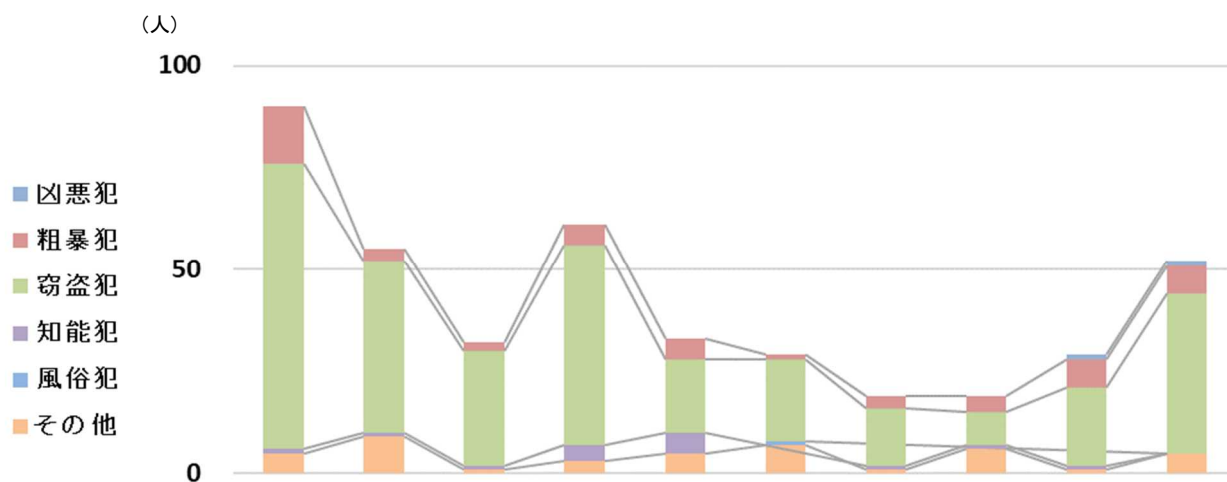
刑法犯少年と触法少年(刑法)の検挙・補導人員総数は256人で、うち女子の検挙・補導人員は52人と、前年より23人増加しています。



年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
刑法犯少年総数(触法含)	524	336	276	285	220	160	137	181	237	256
うち女子	90	55	32	61	33	29	19	19	29	52
女子の占める割合	17.2	16.4	11.6	21.4	15.0	18.1	13.9	10.5	12.2	20.3

2 包括罪種別推移

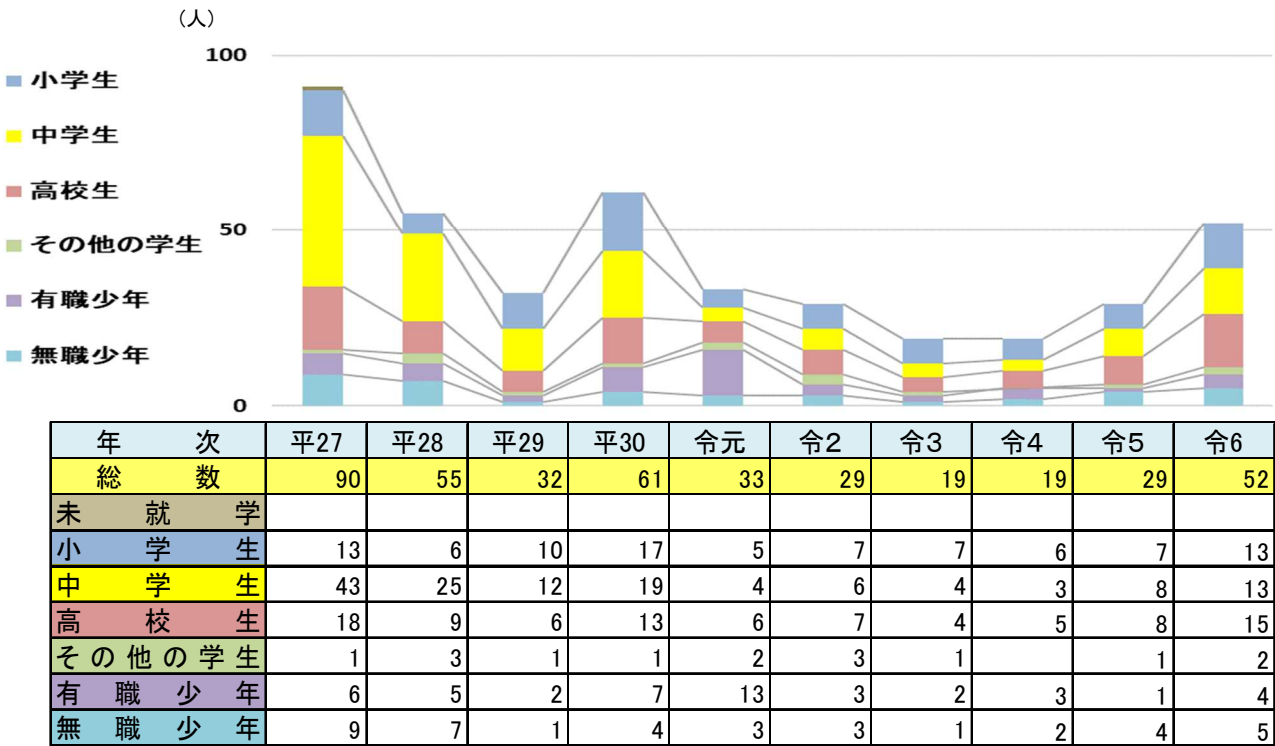
窃盗犯が39人で最も多く、全体の75.0%を占めています。



年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総数	90	55	32	61	33	29	19	19	29	52
凶悪犯	人員								1	1
	割合(%)								3.4	1.9
粗暴犯	人員	14	3	2	5	5	3	4	7	7
	割合(%)	15.6	5.5	6.3	8.2	15.2	3.4	21.1	24.1	13.5
窃盗犯	人員	70	42	28	49	18	20	14	19	39
	割合(%)	77.8	76.4	87.5	80.3	54.5	69.0	73.7	65.5	75.0
知能犯	人員	1	1	1	4	5	1	1	1	
	割合(%)	1.1	1.8	3.1	6.6	15.2	5.3	5.3	3.4	
風俗犯	人員						1			
	割合(%)					3.4				
その他	人員	5	9	1	3	5	7	1	1	5
	割合(%)	5.5	16.4	3.1	4.9	15.2	24.1	5.3	3.4	9.6

3 学職別推移

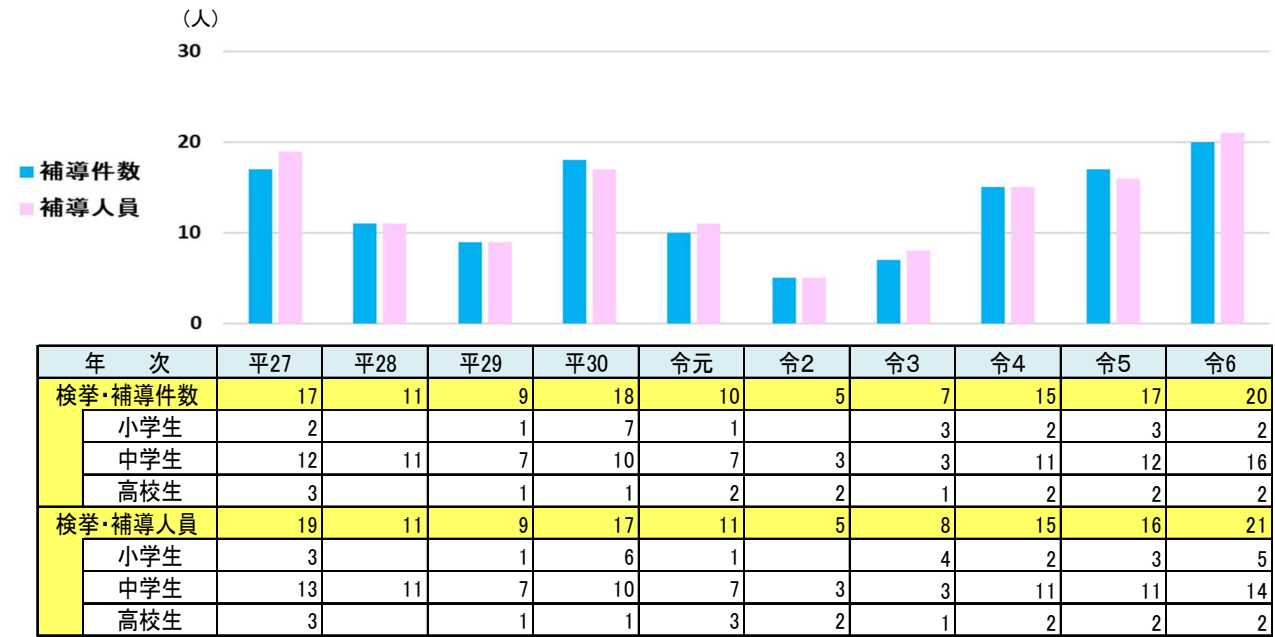
学職別では、高校生が15人で最も多く、全体の28.8%を占めています。



第6 校内暴力事件

1 年次別推移

校内暴力事件で20件21人を検挙・補導しています。



2 学職別検挙・補導状況

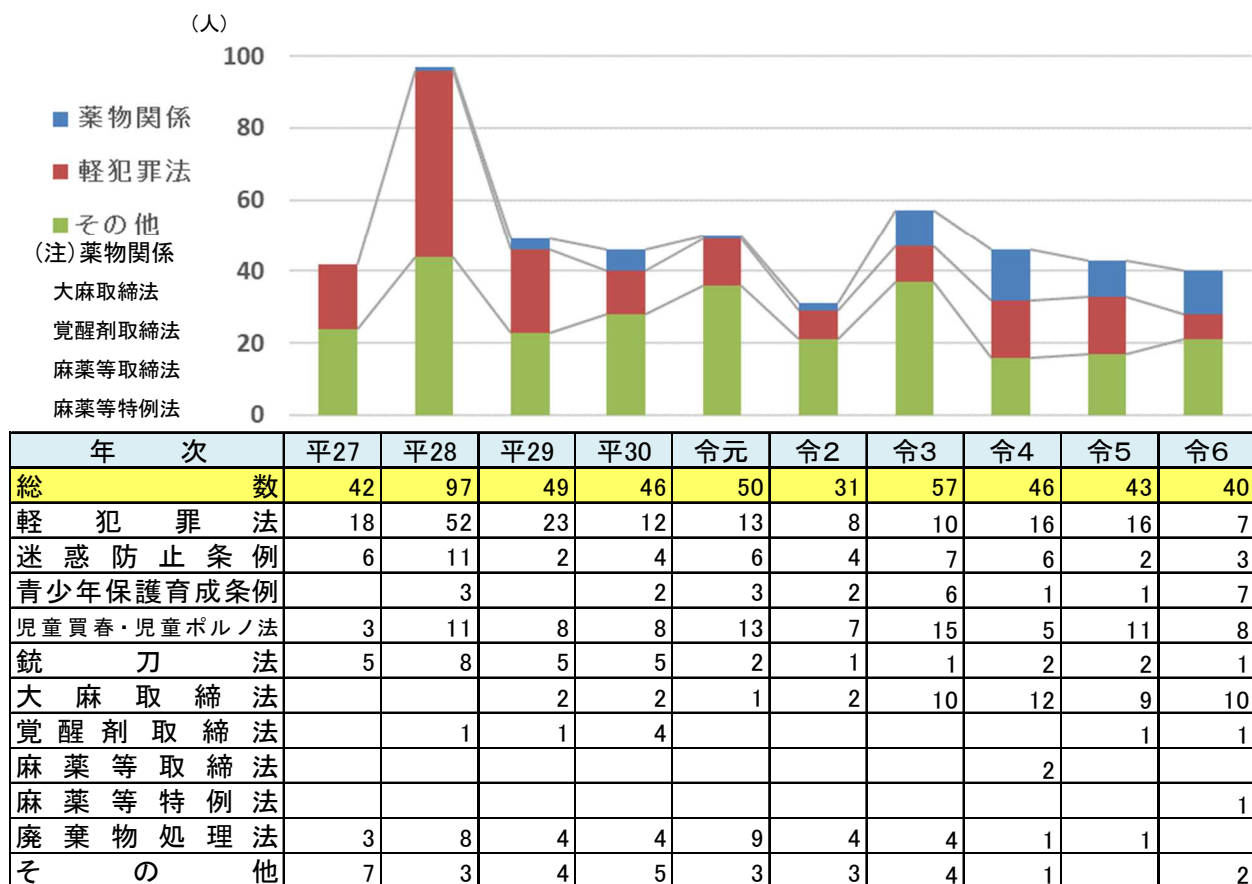
検挙・補導した20件21人のうち対教師暴力が2件1人、生徒間暴力が18件20人となっています。

区分	検挙・補導件数				検挙・補導人員				被害者			
	総数	対教師	生徒間	施設損壊	総数	対教師	生徒間	施設損壊	総数	教師	生徒	施設
総数	20	2	18	0	21	1	20	0	22	4	18	0
小学生	2		2		5		5		2		2	
中学生	16	2	14		14	1	13		18	4	14	
高校生	2		2		2		2		2		2	

第7 特別法犯少年(触法を含む)

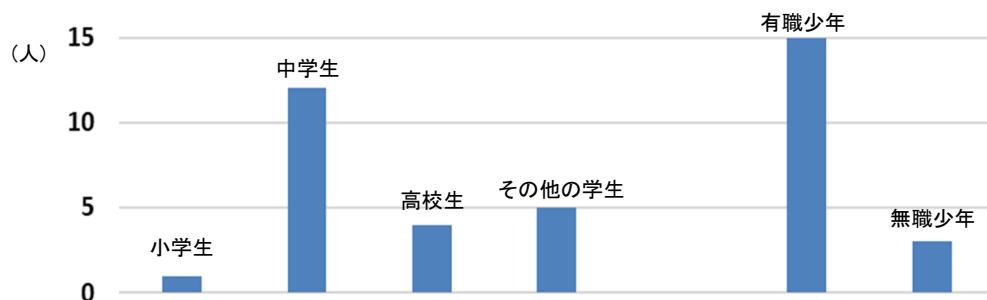
1 罪種別、年次別推移

特別法犯少年の検挙・補導人数は40人で前年より3人(7.0%)減少しました。



2 罪種別、学職別状況

罪種別では、大麻取締法違反が10人と最も多く、学職別では、有職少年が15人と最も多くなっています。



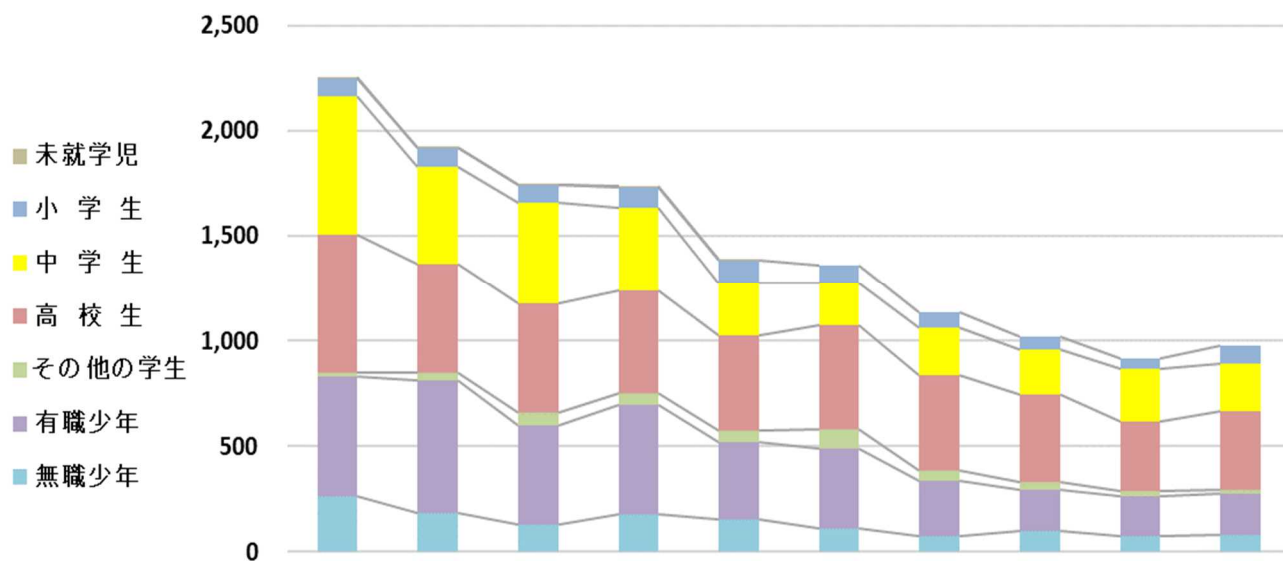
区 分	総 数		学 生 ・ 生 徒							有職少年		無職少年				
			小 学 生	中 学 生	高 校 生	その他の学生	小 計									
総 数	40	(6)	1	(1)	12	(4)	4	(0)	5	(0)	22	(5)	15	(1)	3	(0)
軽 犯 罪 法	7	(3)			4	(2)					4	(2)	3	(1)		
迷 惑 防 止 条 例	3	(0)			1						1	(0)	1		1	
青少年保護育成条例	7	(0)							3		3	(0)	3		1	
児童買春・児童ポルノ法	8	(1)			6	(1)			2		8	(1)				
銃 刀 法	1	(1)	1	(1)							1	(1)				
大 麻 取 締 法	10	(0)					3				3	(0)	6		1	
覚 醒 剤 取 締 法	1	(0)									0	(0)	1			
麻 薬 等 特 例 法	1	(0)									0	(0)	1			
そ の 他	2	(1)			1	(1)	1				2	(1)				

(注) 女子は内数として()内に計上

第8 不良行為少年

1 学職別、年次別推移

不良行為少年は974人で、前年より57人(6.2%)増加しました。



年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総数	2,253	1,922	1,743	1,735	1,389	1,361	1,136	1,019	917	974
未就学児	2	2	2	3	3					
小学生	87	93	86	100	113	86	76	64	51	82
中学生	657	460	480	396	251	201	221	213	249	225
高校生	657	516	514	486	448	493	451	410	330	372
その他の学生	22	42	65	51	52	90	52	37	25	21
有職少年	563	627	464	521	368	379	262	198	189	190
無職少年	265	182	132	178	154	112	74	97	73	84

2 行為別、学職別状況

行為別では、深夜はいかいが 332 人で最も多く、全体の 34.1%を占め、次いで喫煙が 232 人(23.8%)となっています。

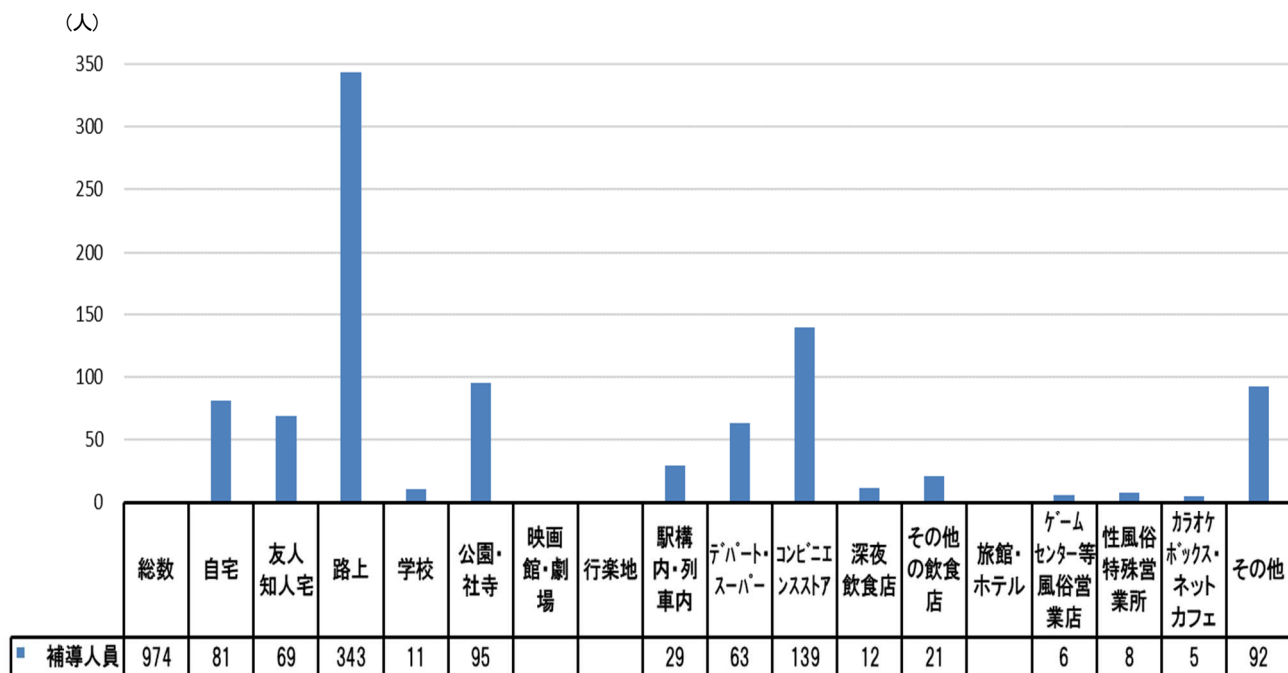
学職別では、高校生が 372 人で最も多く、全体の 38.2%を占めています。

(注) 女子は内数として () 内に計上

区 分	総 数	未就学児	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年	前年との増減数
			小学生	中学生	高校生	その他の学生	小 計			
総 数	974 (270)	0 (0)	82 (15)	225 (61)	372 (132)	21 (4)	700 (212)	190 (32)	84 (26)	57 (48)
飲 酒	85 (28)	(0)	(0)	7 (2)	36 (13)	14 (3)	57 (18)	19 (5)	9 (5)	37 (7)
喫 煙	232 (27)	(0)	2 (0)	44 (5)	77 (12)	6 (1)	129 (18)	77 (8)	26 (1)	-31 (-5)
薬 物 乱 用	6 (1)	(0)	(0)	2 (0)	1 (0)		3 (0)	(0)	3 (1)	-1 (0)
粗 暴 行 為	74 (11)	(0)	38 (4)	23 (4)	10 (3)		71 (11)	1 (0)	2 (0)	17 (-4)
刃 物 等 所 持	1 (0)	(0)	(0)	1 (0)	(0)		1 (0)	(0)	(0)	-1 (0)
金品不正要求	0 (0)	(0)	(0)	(0)	(0)		0 (0)	(0)	(0)	-3 (-1)
金品持ち出し	24 (5)	(0)	10 (1)	11 (1)	3 (3)		24 (5)	(0)	(0)	2 (-1)
性的いたずら	0 (0)	(0)	(0)	(0)	(0)		0 (0)	(0)	(0)	-1 (0)
暴 走 行 為	23 (8)	(0)	2 (2)	10 (3)	9 (3)		21 (8)	2 (0)	(0)	8 (5)
家 出	68 (36)	(0)	8 (2)	29 (14)	15 (13)		52 (29)	8 (2)	8 (5)	-4 (4)
無 断 外 泊	37 (23)	(0)	1 (0)	9 (6)	21 (13)		31 (19)	4 (2)	2 (2)	24 (17)
深夜はいかい	332 (113)	(0)	6 (2)	53 (20)	168 (65)	1	228 (87)	75 (15)	29 (11)	-1 (35)
怠 学	17 (7)	(0)	7 (3)	6 (3)	4 (1)		17 (7)	(0)	(0)	-8 (-1)
不健全性的行為	7 (5)	(0)	1 (1)	3 (2)	3 (2)		7 (5)	(0)	(0)	-2 (-2)
不 良 交 友	0 (0)	(0)	(0)	(0)	(0)		0 (0)	(0)	(0)	0 (0)
不健全娯楽	4 (0)	(0)	(0)	(0)	1 (0)		1 (0)	3 (0)	(0)	2 (0)
そ の 他	64 (6)	(0)	7 (0)	27 (1)	24 (4)		58 (5)	1 (0)	5 (1)	19 (-6)
	火 遊 び	27 (1)	(0)	7 (1)	10 (1)	7 (0)	24 (1)	(0)	3 (0)	15 (0)
	盛り場はいかい	0 (0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0 (0)	(0)	(0)	0 (0)
	迷 惑 行 為	37 (5)	(0)	(0)	17 (0)	17 (4)	34 (4)	1 (0)	2 (1)	4 (-6)

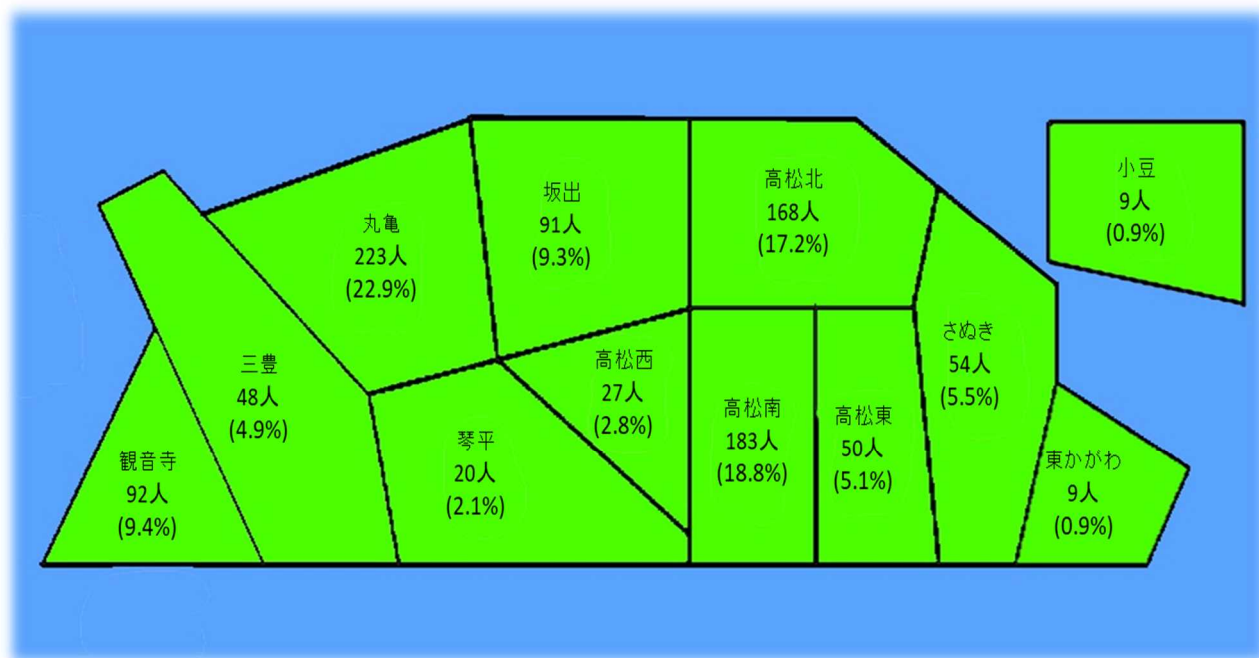
3 行為別、補導場所別状況

場所別では、路上が 343 人で最も多く、全体の 35.2%を占め、次いでコンビニエンスストアが 139 人 (14.3%) となっています。



4 警察署管内別状況

丸亀警察署管内で補導された少年が 223 人で最も多く、全体の 22.9%を占め、次いで高松南警察署管内 183 人 (18.8%)、高松北警察署管内 168 人 (17.2%) の順となっています。



不良行為少年総数 974 人

第9 主な検挙事例

1 有職少年による恐喝事件

被害男性に対し、「お前をボコボコにしてやる。」などと脅して金員を要求し、同人から現金を喝取した有職少年を検挙した。

2 有職少年による恐喝事件

通話機能を使用し、被害男性を脅して電子マネーを要求し、電子マネーを喝取した有職少年2人を検挙した。

3 高校生による傷害事件

コインランドリー駐車場において、被害男性の腕にたばこの火を押しつけ、熱傷を負わせた高校生を検挙した。

4 有職少年、無職少年による窃盗事件

路上において、歩行中の被害男性の後方から原動機付自転車で追い抜く際、現金等在中のセカンドバックをひったくり窃取した有職少年と無職少年を検挙した。

5 無職少年による殺人事件

路上において、被害男性の左胸部を刃物で突き刺し死亡させて殺害した無職少年2人を検挙した。

6 有職少年による器物損壊事件

警察署に向けて石を投げ、庁舎の窓ガラス3枚を損壊した有職少年2人を検挙した。

7 中学生による傷害事件

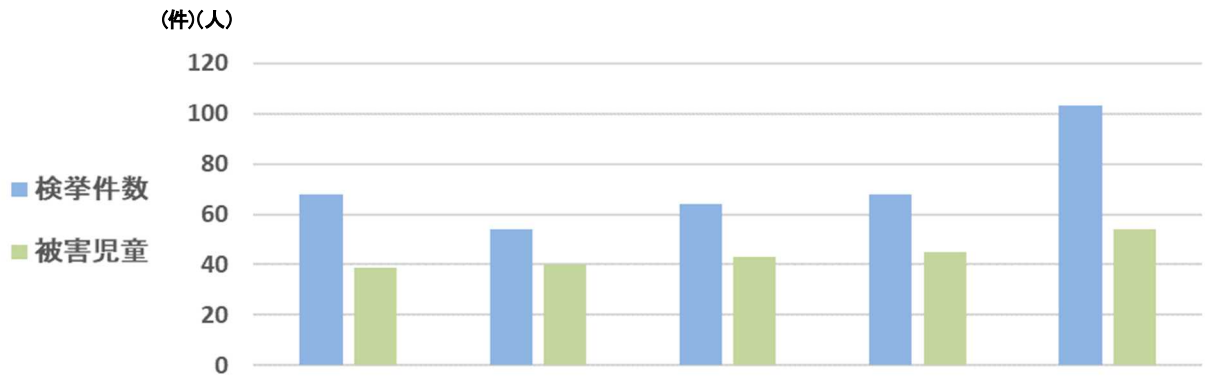
大型商業施設駐車場において、被害男性に対し、複数回足蹴りしたり、手拳で殴打したりするなど暴行を加え、傷害を負わせた中学生を検挙した。

第2章 少年の保護

第1 少年の福祉を害する犯罪

1 罪種別、検挙人員・被害児童の推移

検挙件数は103件で、前年より35件（51.5%）増加し、被害児童は54人で、前年より9人（20.0%）増加となっています。



年 次	令2		令3		令4		令5		令6	
	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童
総 数	68	39	54	40	64	43	68	45	103	54
風 営 適 正 化 法							1	3	2	1
売 春 防 止 法										
児 童 福 祉 法	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2
児童買春・児童ポルノ法	38	18	37	28	43	30	49	23	40	18
青少年保護育成条例	25	16	16	11	19	10	13	14	22	13
二十歳未満喫煙禁止法	1	1			1	2			1	1
二十歳未満飲酒禁止法							1	1		
性的姿態撮影等処罰	-	-	-	-	-	-	3	3	34	17
労働基準法									1	1
職業安定法										
労働者派遣事業法										
覚醒剤取締法										
16歳未満に対する面会要求									1	1

2 被害児童の学職別状況

高校生が27人（50.0%）で最も多く、次いで中学生が17人（31.5%）となっています。

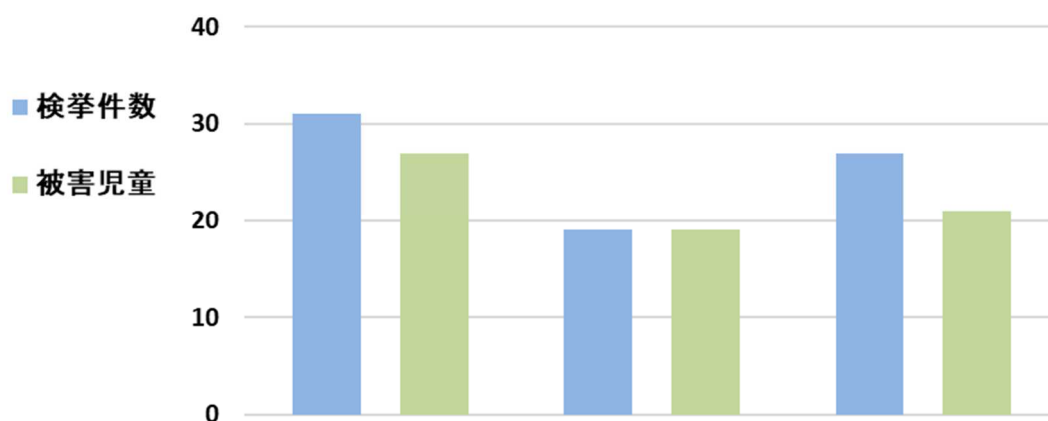
区 分	総 数	学 生 ・ 生 徒								有職少年	無職少年
		未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生	小計				
総 数	54 (49)	1 (1)	4 (4)	17 (15)	27 (26)	0 (0)	49 (46)	3 (1)	2 (2)		
風 営 適 正 化 法	1 (0)						0 (0)	1			
児 童 福 祉 法	2 (2)		1 (1)		1 (1)		2 (2)				
児童買春・児童ポルノ法	18 (16)	1 (1)	1 (1)	7 (6)	9 (8)		18 (16)				
青少年保護育成条例	13 (13)		1 (1)	3 (3)	7 (7)		11 (11)	1 (1)	1 (1)		
二十歳未満喫煙禁止法	1 (0)			1			1 (0)				
性的姿態撮影等処罰	17 (17)		1 (1)	5 (5)	10 (10)		16 (16)		1 (1)		
労働基準法	1 (0)						0 (0)	1			
16歳未満に対する面会要求	1 (1)			1 (1)			1 (1)				

(注) 女子は内数として（ ）内に計上

3 SNSに起因する事犯の検挙・保護状況

検挙件数は27件で、前年より8件(42.1%)増加し、被害児童は21人で、前年より2人(10.5%)増加しました。

(件)(人)



年次	令4		令5		令6	
	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童
児童ポルノ	21	18	7	7	8	8
児童買春	4	3	5	5	2	1
児童福祉法	0	0	0	0	0	0
青少年育成条例	6	6	7	7	8	4
16歳未満の者に対する面会要求等	—	—	—	—	1	1
性的姿態撮影等処罰	—	—	—	—	1	0
重要犯罪等	0	0	0	0	7	7
総数	31	27	19	19	27	21

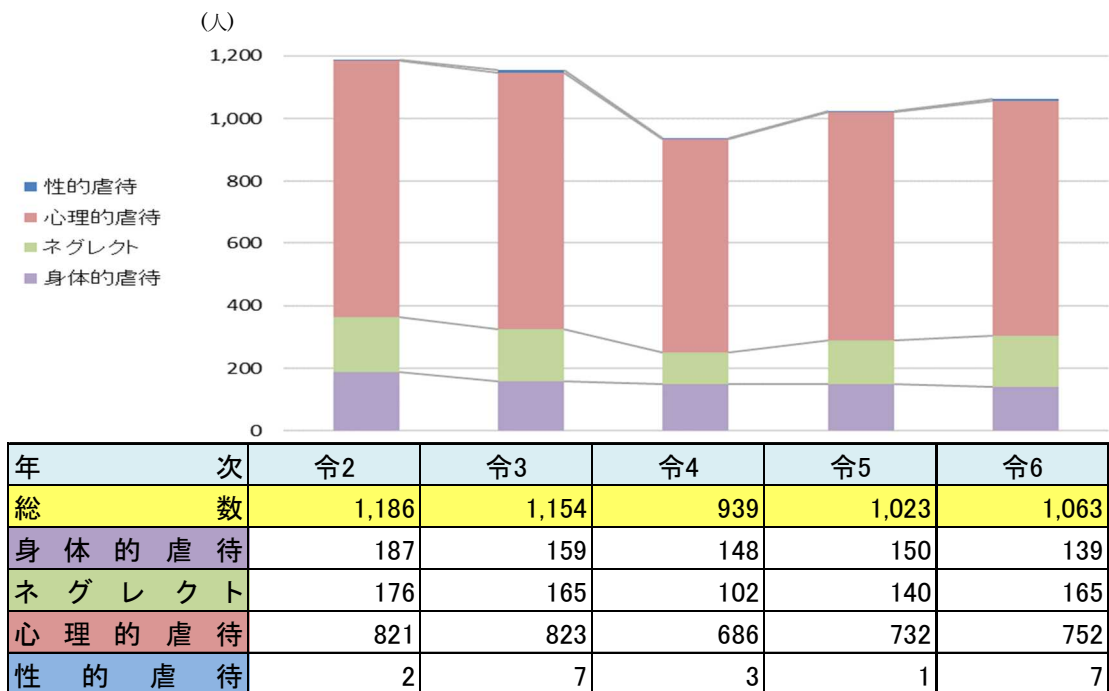
※重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつの各罪種をいう。

第2 児童虐待

1 児童虐待の通告状況

警察から児童相談所への通告児童数は1,063人で、前年より40人(3.9%)増加しました。

態様別では、心理的虐待が752人で最も多く、全体の70.7%を占め、次いでネグレクトが165人(15.5%)となっています。



2 児童虐待の検挙状況

(1) 年次別推移

児童虐待の検挙件数は53件で、前年と同数になっています。

年次	令2	令3	令4	令5	令6
検挙件数	64	71	35	53	53
検挙人員	66	72	36	53	53

(2) 罪種別検挙状況及び被害者と加害者との関係

罪種別検挙件数では、傷害が最も多く28件、被害児童と加害者との関係では、実父が最も多く22人となっています。

	件数	人員
総数	53	53
殺人(未遂含む)	3	3
監護者性交等	3	3
不同意わいせつ	1	1
暴行	14	14
傷害	28	28
暴力行為等処罰法	1	1
保護責任者遺棄	2	2
強要	1	1

内訳(被害児童と加害者との関係)								
人員	実父	養父 継父	母の 内縁の夫	その他 (男)	実母	養母 継母	父の 内縁の妻	その他 (女)
53	22	8	1	4	16	0	1	1

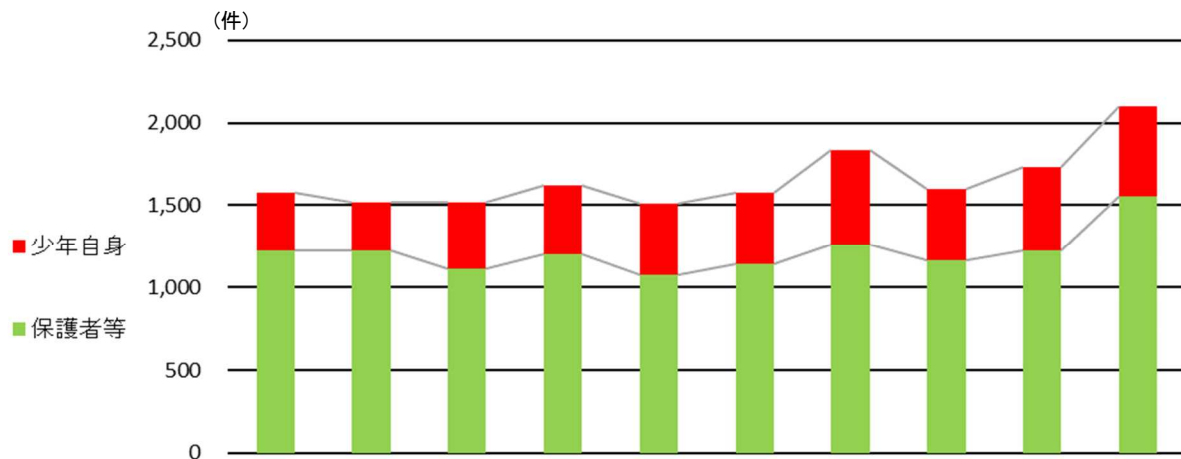
第3 少年相談

1 少年相談受理状況

(1) 年次別、相談者別状況

少年相談受理件数は2,097件で、前年より369件(21.4%)増加しました。

相談者別では、少年からの相談が539件(25.7%)、保護者等からの相談が1,558件(74.3%)となっています。

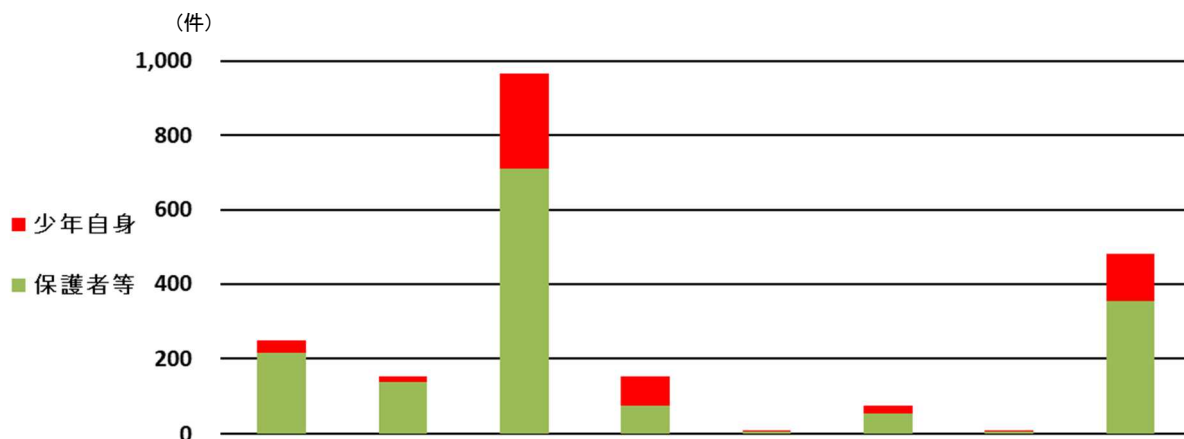


年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総数	1,577	1,519	1,516	1,623	1,510	1,578	1,837	1,601	1,728	2,097
未就学児	4	1	11	11	31	48	69	51	59	22
小学生	19	27	40	61	87	87	126	97	131	127
中学生	54	64	79	65	87	90	132	117	133	129
高校生	96	70	99	120	108	97	123	102	94	128
その他の学生	40	11	34	47	24	29	31	8	6	27
有職少年	66	74	77	63	49	49	50	23	28	48
無職少年	39	27	35	19	16	18	20	15	35	30
不詳	33	19	31	33	32	20	24	24	19	28
保護者等	1,226	1,226	1,110	1,204	1,076	1,140	1,262	1,164	1,223	1,558

※警察による児童虐待対応時の相談を含む

(2) 相談内容別状況

家庭問題が967件(少年自身256件、保護者等711件)で最も多くなっています。



区分	総数	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	犯罪被害	自殺関係	その他
総数	2,097	250	154	967	152	9	76	10	479
少年自身	539	34	17	256	77	3	22	4	126
保護者等	1,558	216	137	711	75	6	54	6	353

2 少年相談専用電話受理事況

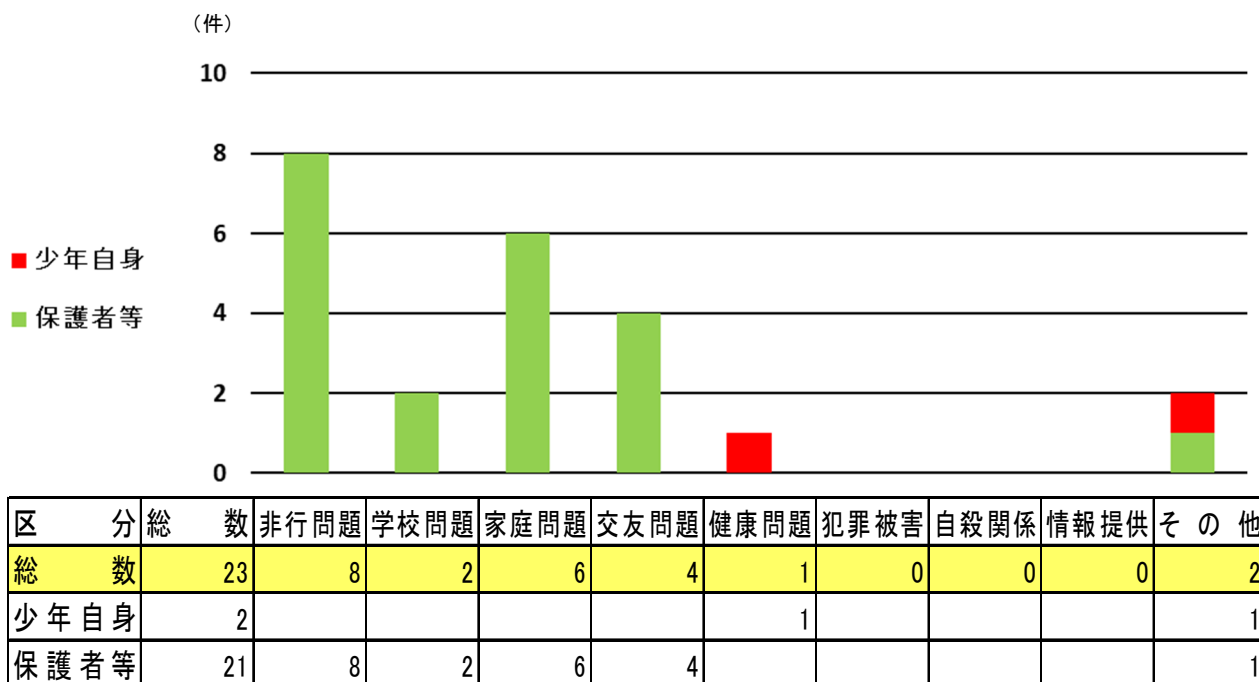
(1) 年次別推移

少年相談専用電話による相談受理件数は23件で、昨年に比べ4件減少しました。



(2) 相談内容別状況

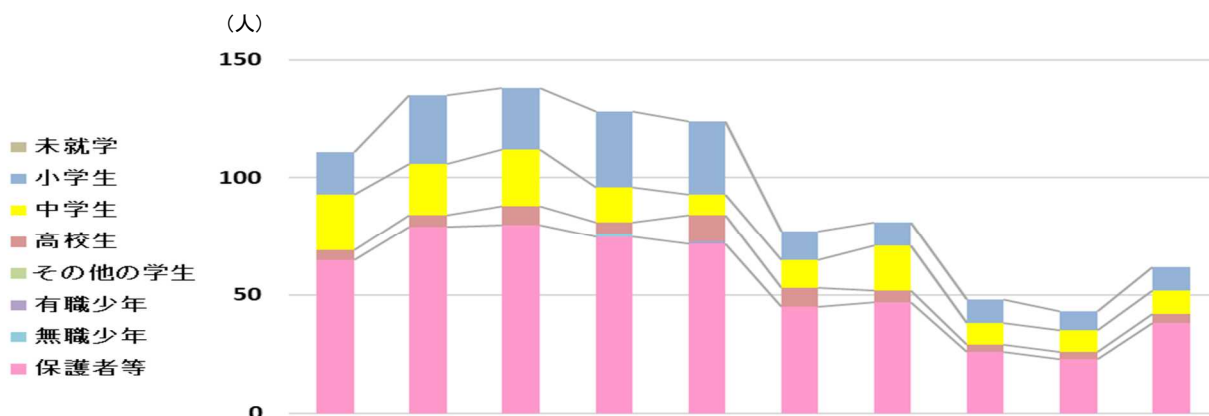
相談内容では、非行問題に関する相談が8件で最も多くなっています。



3 親子カウンセリング

(1) 受検者数年次別推移

受検者数は62人で、前年より19人（44.2％）増加しました。



学職別	年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
総数		111	135	138	128	124	77	81	48	43	62
未就学											
小学生		18	29	26	32	31	12	10	10	8	10
中学生		24	22	24	15	9	12	19	9	9	10
高校生		4	5	8	5	11	8	5	3	3	4
その他の学生											
有職少年						1					
無職少年					1						
保護者等		65	79	80	75	72	45	47	26	23	38

(2) 受検者（対象少年）の問題行動別

受検者数は24人で、前年より4人（20.0％）増加しました。

問題行動別では、非行問題が21人で最も多く、全体の87.5％を占めています。



	総数	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	その他
総数	24 (10)	21 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
未就学							
小学生	10 (4)	8 (3)					2 (1)
中学生	10 (3)	9 (3)					1
高校生	4 (3)	4 (3)					
その他の学生							
有職少年							
無職少年							
前年との増減数	4 3	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-1)

(注) 女子は内数として () 内に計上

第3章 少年非行防止対策等

第1 少年の健全育成、非行・犯罪被害防止活動

県警察では、少年警察補導員、中学生のマナーアップリーダーズ及び学校等と協働して、万引き防止キャンペーン等の少年非行防止・犯罪被害防止活動に積極的に取り組んでいます。



マナーアップリーダーズ等による
万引き防止キャンペーン活動
(さぬき署)



少年警察補導員等による
自転車盗防止キャンペーン活動
(高松東署)



少年警察補導員による
20歳未満飲酒防止キャンペーン活動
(高松北署)



マナーアップリーダーズ等による
非行・犯罪被害防止キャンペーン活動
(高松南署)



少年警察補導員等による
非行・犯罪被害防止キャンペーン活動
(坂出署)



少年警察補導員による
非行防止キャンペーン活動
(観音寺署)

第2 少年サポートセンターを中心とした活動

少年相談活動

少年サポートセンターでは、専門的知識と経験を有する少年補導職員等による電話相談窓口を開設し、少年や保護者等から様々な相談を受けています。

【親子カウンセリング制度】

心理学等の専門家が、少年やその保護者に対して面接調査等を行い、その調査結果をもとに、少年補導職員等が個々のケースに応じた継続支援を行っています。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動・継続補導被害少年への支援活動

継続的な面接や家庭訪問、農業等の体験活動等を通じて、問題行動を繰り返す子どもの立ち直り支援や犯罪被害を受けた子どもの心のケアを行っています。



学 校
関係機関

少年サポートセンター

少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員等が関係機関やボランティア団体等と連携して、少年相談、継続補導、街頭補導活動、立ち直り支援活動等を行っています。

ボランティア
など 地 域 の
方々

街頭補導活動

繁華街等を巡回して、不良行為を見つけた場合には、子ども達を指導し、保護者の方へ連絡・助言をしています。

また、少年指導委員、少年警察補導員等のボランティアを委嘱し、警察職員と連携して、街頭補導活動、環境浄化活動、万引き防止啓発活動等、幅広い非行防止活動を行っています。

広報啓発活動

学校における非行防止教室等の開催や、少年非行防止・青少年健全育成を目的としたキャンペーン活動を行っています。

また、就学前の子どもを持つ保護者等を対象に、将来、子どもを非行に走らせないための家庭教育の重要性を訴える「チャイルドケア教室」も実施しています。

第3 スクールサポーター等による非行防止教室

1 概要

県警察では、県教育委員会との行動連携の取組として、少年の非行・犯罪被害の防止や健全育成を目的に、スクールサポーター等を小中学校に派遣して非行防止教室を実施しています。

2 効果とねらい

- 社会規範を遵守する重要性や自己責任について理解を深めます。
- 犯罪被害に遭わない心構えや対応の仕方を学ぶことができます。
- 早い段階で非行防止の意識付けが期待できます。

3 活動方法

スクールサポーター等が外部講師として学校を訪問し、少年非行の事例や、犯罪被害の事例等を題材として直接児童に語りかけ、いかに対応すべきかを児童とともに考えます。

4 活動内容

- 万引きの防止
 - いじめの防止
 - ネットの安全利用
- など少年の規範意識の向上に努めています。



非行防止教室の状況

第4 かがわマナーアップリーダーズの活動

1 概要

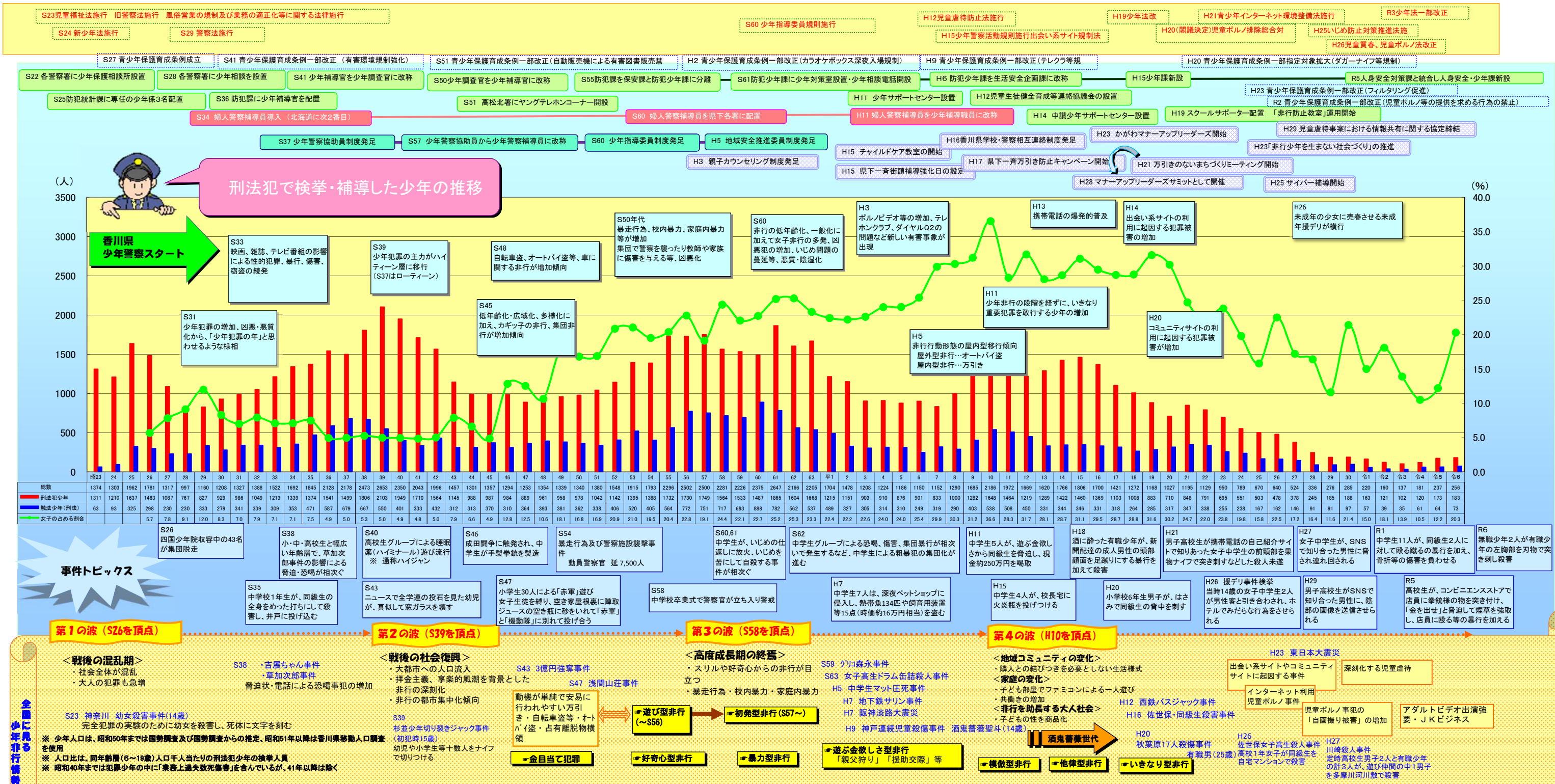
県警察や県教育委員会等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」は、平成 23 年度から、中学生の自主性や自発性を生かして、同じ世代の若者から非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」を積極的に支援しています。

令和 6 年度は、県下 58 校から 3,647 人の中学生がマナーアップリーダーズに登録し、非行防止キャンペーンや環境美化活動等に取り組みました。

2 今年の主な活動

- 防犯・非行防止等のキャンペーン活動
- 朝のあいさつ運動
- 校区内の環境美化活動 等

香川県の少年非行等の情勢



香川の少年非行 令和6年中

令和7年3月作成

編集 香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課